

朝日村第6次総合計画



人・自然・産業が輝き、
夢・希望・笑顔あふれる
朝日村



ごあいさつ



このたび、村民を代表して多くの審議会委員の皆様のご協力をいただき、第6次総合計画を策定することができました。皆様のご苦勞に対し感謝を申し上げます。

さて、朝日村を取り巻く情勢は、少子高齢化・環境問題等に端を発する各種問題と解決するための課題に直面しております。今、中長期の問題と課題を整理し、PDCAサイクルを確実に回していくことが、同じ課題を抱える他の自治体に引けを取らないむらづくりにつながります。

この第6次総合計画は、令和2年度をスタートとして、朝日村の行く先10年を示す羅針盤です。これは、基本構想を、前期・後期それぞれ5年間の基本計画と毎年見直す実施計画に落とし込み、進路を修正しながら10年後の目標に向かっていく、むらづくりの核となる計画です。

各種実施計画や各種個別計画を遂行する上で進路が定まらない場合は、第6次総合計画に立ち返る必要があります。言い換えれば、この計画はむらづくりのバイブルと言えます。むらづくりのために常に活用されることを望み、ごあいさつと致します。

令和2年3月

朝日村長 小林 弘幸

目 次

I 序 論.....	1
01 朝日村の姿.....	2
1 位置と地勢.....	2
2 歴史と文化.....	2
3 村民憲章	2
02 計画の基本事項	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の構成と期間	4
03 社会の動き	6
1 人口減少、少子高齢化の状況	6
2 地方創生の状況	6
3 財政等の状況	6
4 産業、雇用環境等の状況	7
5 交通や社会資本の状況	7
6 災害や環境等の状況	7
7 S D G s 等持続可能な社会をめざす機運の高まり	8
04 朝日村の現状	10
1 人口・世帯の状況	10
2 産業の状況	12
3 財政の状況	14
05 村民アンケート調査結果からみる村民意識	15
1 概要	15
2 調査結果	15
06 朝日村の課題まとめ	23
1 人口や年齢構成について	23
2 土地利用や交通について	23
3 産業について	24
4 環境や防災について	24
5 公共施設の維持管理について	25
6 住民活動について	25
07 幸せを実感できる持続可能なむらづくりのために	26

II	基本構想	27
01	朝日村でめざすもの	28
1	めざす村の姿	28
2	むらづくりの基本理念	29
02	目標人口	30
1	朝日村の将来人口の見通し	30
2	朝日村の目標人口	31
3	人口構成の見通し	32
III	基本計画の大綱	33
01	基本計画の概要	34
02	基本戦略の方向性	35
IV	基本計画の内容	39
01	本戦略の概要	40
1	施策の全体像	40
2	成果指標	41
02	基本計画見方について	42
基本戦略 1	魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくります	44
重点目標 1	出産・子育ての希望を叶える環境づくり	44
主要施策 1	結婚・妊娠・出産がしやすい支援の強化を図ります	44
主要施策 2	子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育て支援を行います	47
重点目標 2	誰もが暮らしたくなる環境づくり	50
主要施策 1	暮らしたい、暮らし続けたいと感じる移住・定住施策を推進します	50
主要施策 2	村の魅力に触れてもらい、移住へつなげる観光施策を推進します	52
基本戦略 2	一人一人が活躍できる村をつくります	54
重点目標 3	村の産業振興と村民の雇用確保	54
主要施策 1	農産物の安定生産や多角化経営をめざした農業振興を行います	54
主要施策 2	森林の保全と資源の活用を推進します	58
主要施策 3	生産から製造、販売まで有機的に連携した商工業振興を行います	61
重点目標 4	特色のある教育・生涯学習の充実	63
主要施策 1	未来の村を担う子どもたちの生きる力を育む教育を行います	63
主要施策 2	誰もが生涯にわたって学び続けられる環境をつくります	67
重点目標 5	誰もが活躍できる社会環境づくり	70
主要施策 1	高齢になっても自分らしい生活や活躍ができる社会環境をつくります	70
主要施策 2	障がいに関わらず自分らしい生活や活躍ができる社会環境をつくります	73
主要施策 3	誰もが人権が尊重され、自分らしく活躍できる社会環境をつくります	76

基本戦略3	安心して暮らし続けられる村をつくります	78
重点目標6	安心して自分らしく健康に暮らし続けられるしくみづくり	78
主要施策1	保健・医療が充実し、誰もが健康でいきいきと暮らせる環境をつくります ...	78
主要施策2	誰もが共に支え合う「地域共生社会」をめざします	81
主要施策3	村民の命と財産を守る防災・防犯対策を推進します	84
重点目標7	安心して暮らせる基盤整備	87
主要施策1	計画的に道路環境を整備し、交通安全を推進します	87
主要施策2	誰もが利用しやすい公共交通の充実を図ります	89
主要施策3	村の限りある土地を有効活用します	90
主要施策4	村の命を育む水環境を保全し、適正な供給・管理を行います	91
主要施策5	村の豊かな自然環境を守り、循環型社会をめざします	93
基本戦略4	未来へつながる村をつくります	96
主要施策1	村民と行政が役割と責任を分担し、協働のむらづくりを推進します	96
主要施策2	村の魅力や暮らしに関する情報を積極的に内外へ発信します	98
主要施策3	適切で持続可能な行財政運営を行います	99
主要施策4	計画的な公共施設の維持・管理・運営を行います	102
V	計画の推進	103
01	計画の推進体制	104
1	庁内における計画の推進体制	104
2	協働による計画の推進	104
3	実施計画の策定	104
02	計画の進行管理	105
1	P D C A サイクルに基づく計画の進行管理体制	105
2	村民の目による計画の進行管理	105
VI	資料編	107
01	策定経過	108
02	朝日村総合計画審議会条例	110
03	朝日村総合計画審議会委員名簿	112
04	朝日村総合企画班委員名簿	113
05	諮問書	115
06	答申書	116

I 序 論

01 朝日村の姿

1 位置と地勢

本村は、本州のほぼ中央、長野県松本平の西南部に位置し、東は塩尻市、北は松本市、山形村、南に木祖村と境を接しています。

広さは、東西 15.84 km、南北 9.89 km、面積は 70.62k m²で、その約 87%を山林が占めています。

平坦地の標高は 740mから 900mに展開し、日本の屋根といわれる北アルプスと中央アルプスの接点に位置する鉢盛山（2,447m）を背にして北東面に緩く傾斜した扇状に台地が広がり、住居地と耕地をなしています。

2 歴史と文化

鎖川左岸にある熊久保遺跡からは縄文時代の遺物が数多く出土しており、この地に古くから人が住んでいたことを伝えています。平安時代は洗馬の牧、鎌倉時代は洗馬の庄と呼ばれました。

江戸時代からは、古見村、針尾村、小野沢村、西洗馬村、洗馬の小曾部（現塩尻市）、岩垂、本洗馬の 7 か村が洗馬の郷と呼ばれ、明治 7 年に古見村、針尾村、小野沢村、西洗馬村の 4 か村が合併し山本村となりました。山本村は明治 16 年に一度分村し、元の 4 か村に戻りましたが、明治 22 年に再び合併し、「朝日村」と称し、今日に至っています。

3 村民憲章

すこやかな ころろ
すこやかな からだ
すこやかな 土づくり

朝日村は、鉢盛山と鎖川にはぐくまれたすばらしい自然と肥沃な耕地、そして、縄文のいにしえからの歴史と文化をもった村です。私たちが、この美しい郷土を誇りに思い、豊かな心を育てながら、健康で住みよいむらづくりをめざすため、制定したものです。

02 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

平成 21 年の「朝日村第 5 次総合計画」の策定以降、全国的に少子高齢化・人口減少のさらなる進行、それに伴う地域経済の縮小等、行政を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、時代の潮流を的確に把握することはもとより、高度化・多様化している住民ニーズを的確に把握するとともに、住民参画・住民協働のむらづくりを進め、より一層効果的・戦略的に政策を展開することが必要となっています。

国では、地方分権推進計画に基づき、平成 23 年に地方自治法が改正され、市町村に課されている基本構想の策定義務と議会での議決が撤廃されたことから、総合計画の策定自体を含め、役割や位置づけについても自治体が独自に判断することとなりました。その中で、総合計画に住民参加や評価のしくみを組み込み、独自のまちづくりを行っていくことが主流になりつつあります。

一方、現在に至るまで、国土強靱化地域計画や公共施設等総合管理計画、地方創生に基づく人口ビジョン・総合戦略の策定等により、総合計画の位置づけや役割・機能があいまいになりつつあります。福祉、教育・文化、都市基盤それぞれの個別分野においては、法律の要請に基づく計画の充実化が図られ、総合計画には総合調整機能の発揮がより一層求められるようになりました。地方創生等も含めた個別の分野別計画の充実により、総合計画にはまち全体を見渡す調整機能・優先順位づけ・一覧性・上位性等がより一層求められています。

また、全国や長野県の傾向と同じく、本村でも人口減少や少子化に歯止めがかかっておらず、今後は多死社会となっていくことも予想されます。こうした状況下での村政運営は、住民一人一人が村内で活躍できる場を増やしていくことが不可欠であり、住民の参画による「協働主体のむらづくり」が求められます。

したがって、時代に合わせた新たな本村の将来像の設定とその実現に資する政策をまとめ、持続可能なむらづくりを進めるための新たな視点に立脚した行財政運営の指針となるよう、「朝日村第 6 次総合計画」（以下、「本計画」と言う。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、本村の最上位計画であり、今後 10 年間のむらづくりの方向性を示すものです。

また、基本構想に示す人口フレームは、平成 27 年に策定した「朝日村人口ビジョン」を踏まえ、新たに将来目標人口を定めるものです。

さらに、本計画の基本計画で示す施策・取組のうち、重点的に推進するものは、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）に基づく「第 2 期朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけます。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。また、計画は村が主体となる施策や事業を対象としますが、国や長野県の計画及び広域的視点から周辺市町村との連携にも配慮したものとします。

1 基本構想

本村がめざすべき将来像を方向づけるものとして位置づけ、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間における住民、団体、事業者、行政がめざすべき共通の指針として、村の将来像、理念、施策の方向を定めます。

また、人口の将来展望は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）に基づく「朝日村人口ビジョン」として位置づけます。この「朝日村人口ビジョン」は、本村を取り巻く状況や本計画の村の将来像、理念、施策の方向を踏まえ、平成 27 年に策定した「朝日村人口ビジョン」を改定したものです。

2 基本計画

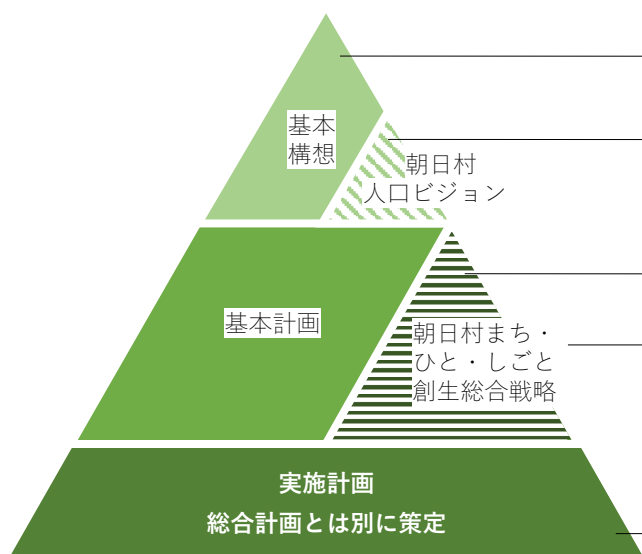
基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を住民、民間及び行政の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に明らかにするものであり、実現性を確保するため、あわせて指標を設定します。計画期間は 5 年間とし、前半 5 年間を前期基本計画、後半 5 年間を後期基本計画とします。

また、特に、重点的に推進する施策・取組は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）に基づく「第 2 期朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけます。「第 2 期朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間は 5 年間とし、後期基本計画策定時に改定を行います。

3 実施計画

基本計画に掲げる諸施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針とします。計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式^{※1}で見直します。

■計画の構成



住民と行政の共通の目標として、むらづくりの方向性を基本理念と将来像によって明らかにし、それを達成するためのむらづくりの目標を示すものです。

また、本計画中に人口ビジョンを位置づけ、本村における人口の現状を分析するとともに、人口に関する村民の認識を共有しながら、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示します。

基本構想で定めた将来像とむらづくりの目標を受けて、その実現に必要とする政策を分野別に体系化し、各政策の展開方針、指標及び役割等を示すものです。

また、本計画中に総合戦略を位置づけ、新たなKPIや取り組みを示すとともに、基本計画の評価指標や施策との整合を図ります。

基本計画に定めた施策を実行するため、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるものです。

令和（年度）	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
基本構想	基本構想 10年間									
朝日村人口ビジョン	朝日村人口ビジョンは2060年までを想定									
基本計画	前期基本計画 5年間					後期基本計画 5年間				
朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略	第2期計画 5年間					第3期計画 5年間				
実施計画										

※1 ローリング方式

毎年度修正や補完等を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐやり方。

03 社会の動き

1 人口減少、少子高齢化の状況

日本の総人口は、2010年の約1億2,800万人をピークに減少に転じ、以降は減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後人口減少が加速し、このまま何の対策も講じない場合、2040年頃の日本の総人口は約1億750万人になり、高齢化率は36.8%まで上昇し高齢化がピークに達すると見込まれています。

人口減少と高齢化の進行は、経済規模の縮小や地域活力の低下を招くおそれがあり、対策が急務となっています。

2 地方創生の状況

急速な人口減少、少子高齢化の進行に対し、国において「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方創生の推進に向けた取組が進められています。「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、各自治体にも地方版の総合戦略を策定することが義務づけられ、本村においても、平成27年度に「朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、移住・定住促進や子育て支援、産業振興といった地域の特徴を生かした取組を推進しています。

しかし、東京一極集中と地方都市の衰退という流れは未だ解消には至っておらず、さらなる取組が求められています。

3 財政等の状況

わが国の財政は、急速な高齢化の進行により社会保障関係費等が増大する等、歳出が増加しています。一方で税収は伸び悩んでおり、歳出が歳入を上回る状況が続いています。

特に平成20年の世界同時不況の影響により税収が減少し、以降、拡大する歳出と歳入の差は借金である国債の発行によって賄われている状況です。近年では、景気の回復等により、財政状況は緩やかに改善しつつありますが、依然として予断を許さない状況が続いています。

こうした中、国においては、今後も増加が見込まれる社会保障関係費等に対応するため、消費税収を社会保障財源化する等、持続可能な社会保障の安定財源確保と財政健全化をめざし、社会保障と税の一体改革に取り組まれています。

4 産業、雇用環境等の状況

産業構造が変化するとともに技術革新が進み、現在は「第4次産業革命」とも言われる変革の中にあります。将来的には、技術革新によってもたらされる新たな社会の姿として「Society 5.0^{※2}の実現」に向けた取組が進められています。

人口減少、少子高齢化により経済活動の担い手が不足することが予想される中、今後需要が高まる産業分野の技術力向上や、技術革新等を踏まえた産業の高付加価値化等により、国際競争力の強化を進めていく必要があります。

さらに、今後も経済活力を維持するために、女性や高齢者、外国人等の様々な人が働きやすいよう柔軟な働き方の提供や、多様な人々の経験や能力、意欲等を生かすことができる労働環境を整備していくことが求められています。

5 交通や社会資本の状況

リニア中央新幹線や北陸新幹線の開通等、今後広域交通網の充実が図られることとなり、さらにヒト、モノ、カネ、情報の移動が活発になることが見込まれます。

道路をはじめとするインフラは、高度成長期に集中的に整備されたことから、今後の老朽化対策が問題となっています。特に道路、下水道等の多くは自治体が管理しているため、適切な更新等を行い、機能維持、長寿命化を図っていく必要があります。

このほか、人口減少や少子化・高齢化の進行に加え、住宅の供給過多等により、適切に管理されていない空き家等が増加しています。空き家の増加は防災や防犯、景観等の地域環境に影響を及ぼすことから、計画的な対策が求められています。

6 災害や環境等の状況

わが国では、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震等の地震、津波等により甚大な被害を受けてきました。また、令和元年10月に発生した台風19号により、県内を流下する千曲川の氾濫や土砂災害等が発生し、尊い生命や家屋等の貴重な財産が失われました。このように、大規模地震や風水害等の自然災害の発生も予測される中、減災の視点を持った災害対策が必要となっています。

さらに、近年では地球温暖化に伴う気候変動により集中豪雨等の発生頻度が高くなり、農産物への影響も懸念されています。こうした気候変動に対し、生産技術の対応等を進めていく必要があります。

※2 Society 5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

また、新興国の発展により食料、水、エネルギー、鉱物資源等の需要が急増しており、資源の獲得競争が激化することも懸念されています。食料自給率の向上や省エネルギー※³の推進、新エネルギーの開発、鉱物資源の安定供給確保や循環使用等が必要になっています。

7 S D G s 等持続可能な社会をめざす機運の高まり

国を越えて人や経済の活動が活発になっており、今後は外国人労働者や外国人旅行者が増加することが見込まれます。国際社会において、より一層競争力を高めていくことが重要です。

また、国連が定めた「持続可能な開発目標（S D G s）」は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される 2016 年から 2030 年までの国際目標です。S D G s は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるとして積極的に推進していくべきものとなっており、自治体においてもこのような世界基準の取組を加速させていく必要があります。

■ S D G s の 17 のゴール



※³ 省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

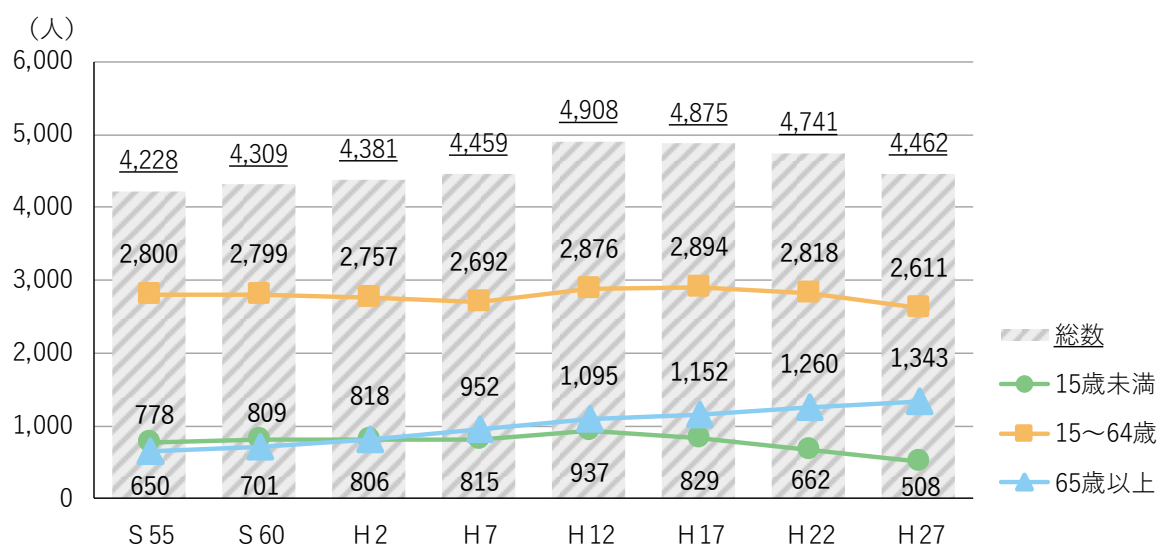
目標		内容
1 貧困		あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
2 飢餓		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 保健		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 教育		すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う
6 水・衛生		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギー		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
8 経済成長と雇用		包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用を促進する
9 インフラ、産業化、イノベーション		強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業の促進、及びイノベーションの拡大を図る
10 不平等		各国内及び各国間の不平等を是正する
11 持続可能な都市		包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 持続可能な消費と生産		持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海洋資源		持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸上資源		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 平和		平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
17 実施手段		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

04 朝日村の現状

1 人口・世帯の状況

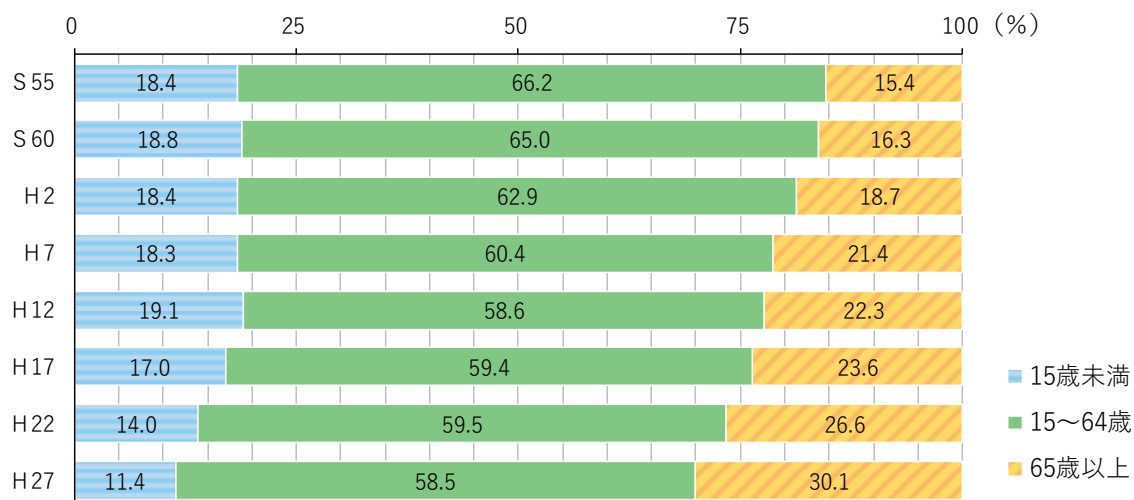
本村の総人口は、昭和 55 年から平成 12 年まで増加し、その後は減少しています。少子高齢化も進んでおり、高齢化率は平成 27 年で 30.1%と、全国（26.7%）よりも高く、長野県（30.1%）と同程度となっています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査
(合計は年齢不詳の人を含む)

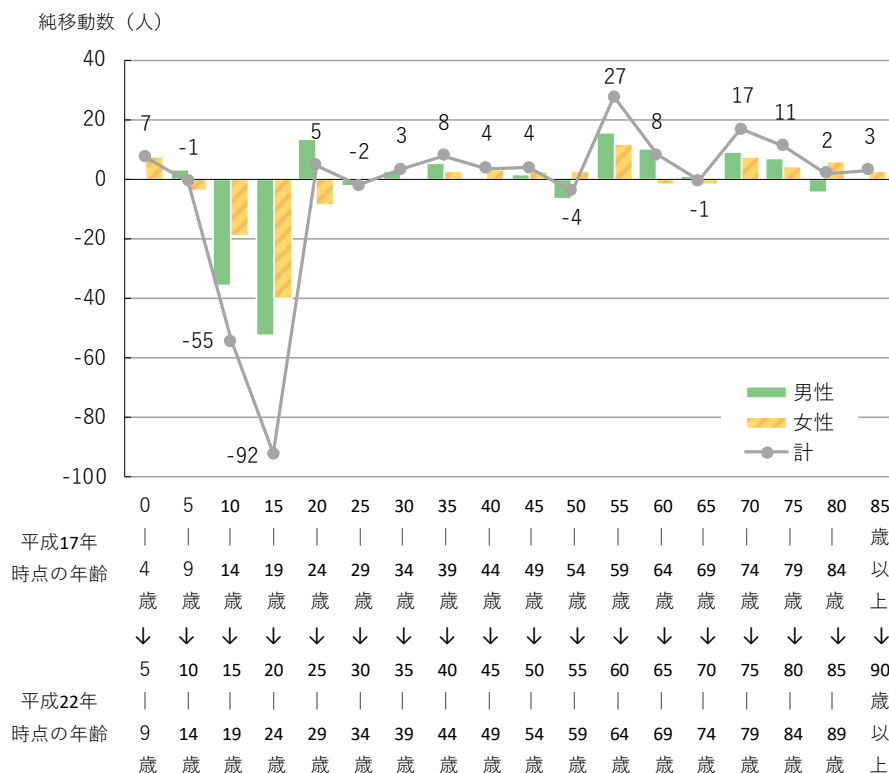
■年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

年齢別の純移動数をみると、平成 17 年から平成 22 年にかけて、10 代から 20 代前半にかけて大きく人口が減少しています。このことにより、進学や就職により村を離れる若者が多いことがわかります。

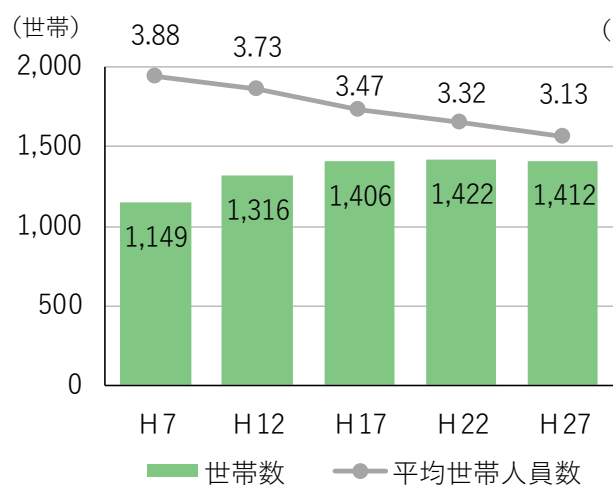
■平成 17 年から平成 22 年にかけての年齢別純移動数



資料：国勢調査

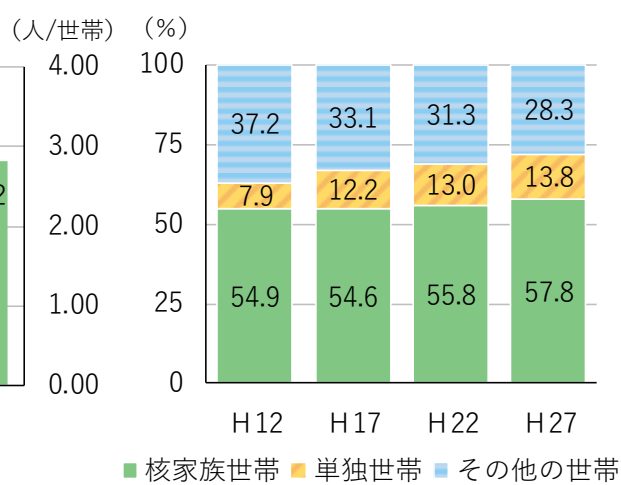
本村の世帯数は、人口が減少に転じた平成 17 年以降も増加し、平成 22 年から横ばいとなっています。一方、平均世帯人員数は減少し、世帯構成では核家族世帯、単独世帯の割合が高まっていることから、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

■世帯数・平均世帯人員数の推移



資料：国勢調査

■世帯構成割合の推移（一般世帯のみ）



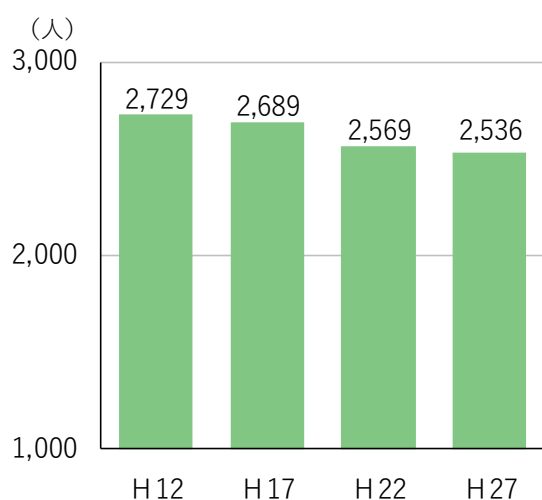
資料：国勢調査

2 産業の状況

人口減少に伴い、就業者数も減少傾向にあります。本村の就業者は村外で働く人の割合が高く、昼夜間人口比率※⁴は0.8前後となっています。また、本村は豊かな自然環境を有し、灌水設備等の環境が良好であること等により農業が発展しています。長野県等と比較して第一次産業就業者の割合は高くなっているものの、高齢化や後継者の不足等により農業従事者は減少傾向にあります。

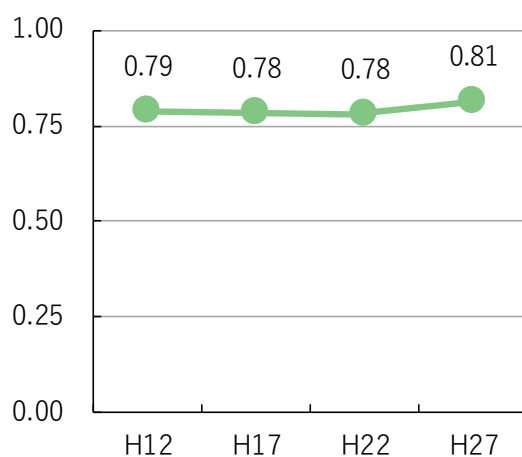
製造品出荷額等は、工業団地の造成・企業誘致を進めたことにより増加しました。一方、商品販売額は減少傾向にあります。

■就業者数の推移



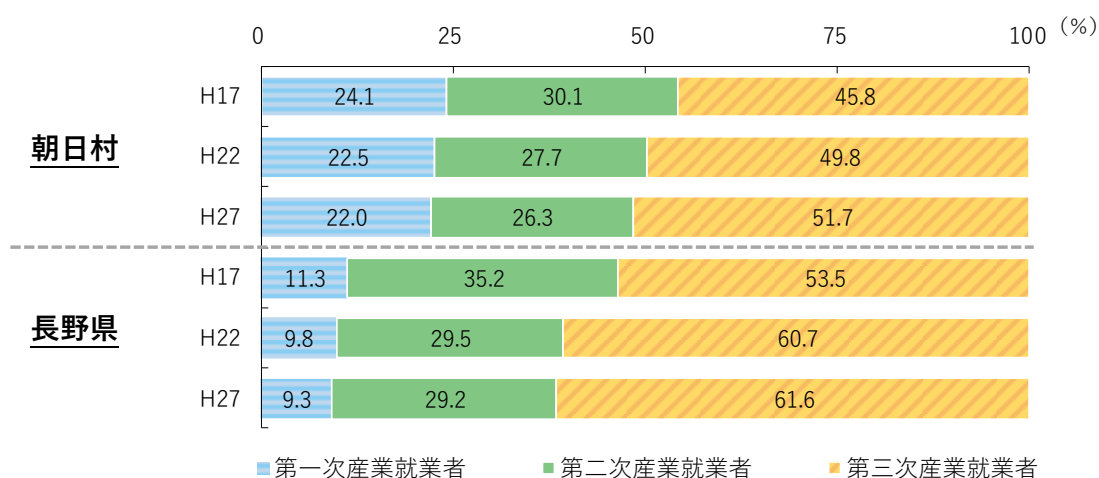
資料：国勢調査

■昼夜間人口比率の推移



資料：国勢調査

■産業分類別の就業者人口割合の推移（長野県比較）

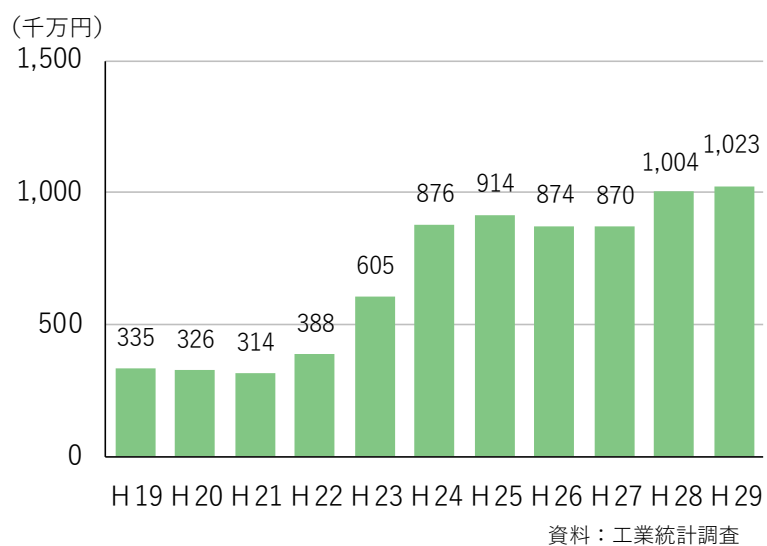


資料：国勢調査

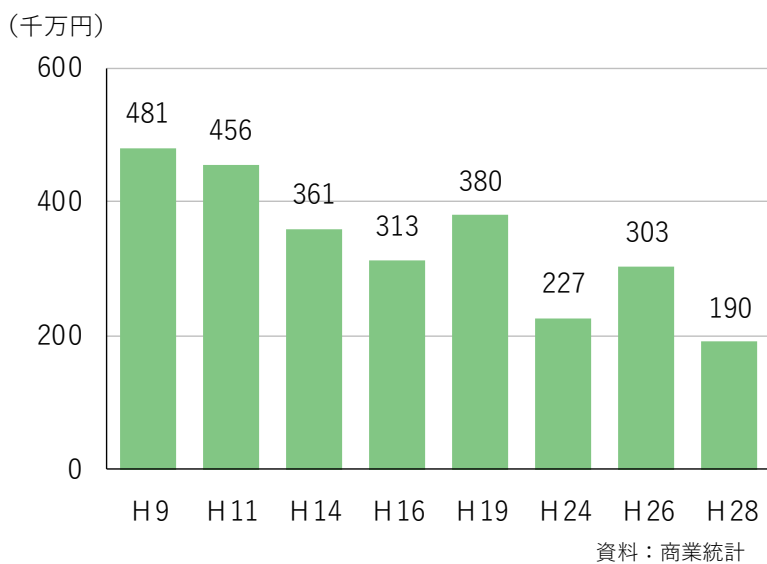
※⁴ 昼夜間人口比率

昼間人口（従業地による人口）を夜間人口（常住地による人口）で除した値のこと。

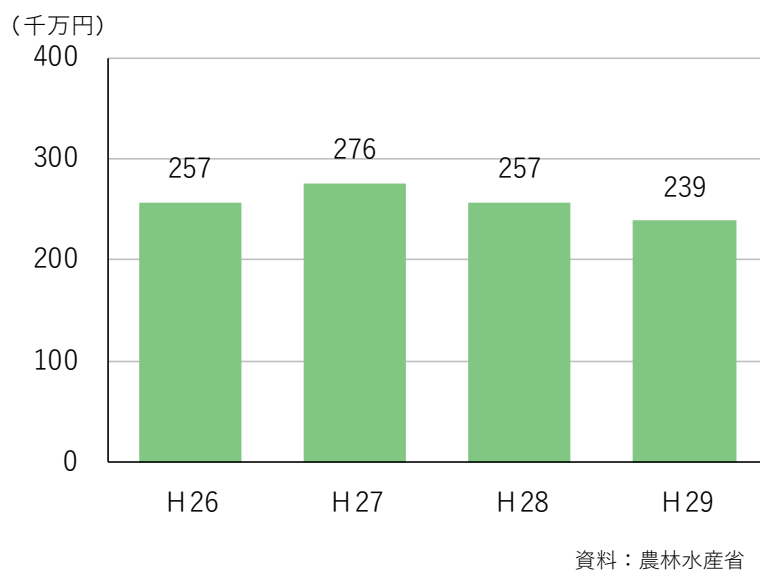
■ 製造品出荷額等の推移



■ 商品販売額の推移



■ 農業産出額の推移

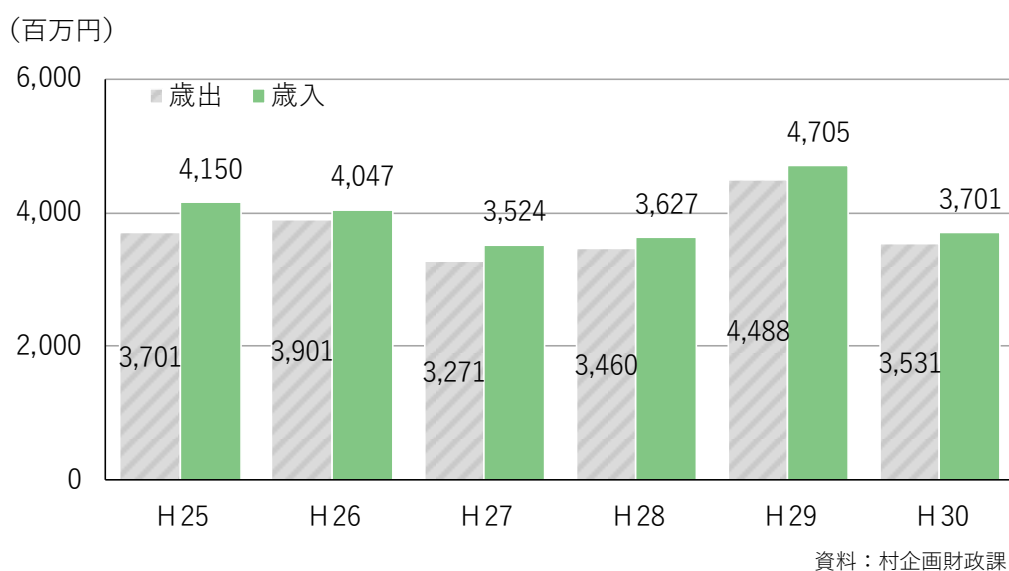


3 財政の状況

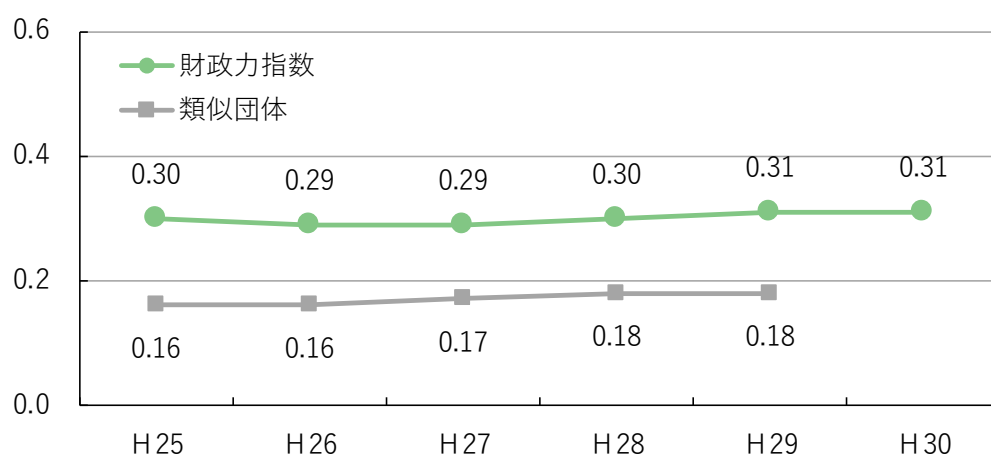
本村では、子育て支援や移住・定住の促進、企業誘致等の各種施策を進め、税収の確保に努めるとともに、様々な行財政改革を推進し、安定した財政運営に努めてきました。しかし、人口減少や少子高齢化等によって歳入が減少する中、社会保障関係費等の増加、保有する公共施設やインフラ設備の維持管理等、歳出が増加し続けています。

本村の財政力指数は平成 30 年度で 0.31 となっており、近年上昇傾向にあります。類似団体と比較しても高くなっていますが、今後、本村の財政状況はより厳しさを増すことが予測されます。そのような財政状況にあっても住民が安心して生活を送ることができるよう、時代に対応した財政運営を行っていく必要があります。

■歳入・歳出（一般会計）の推移



■財政力指数の推移



資料：総務省「市町村財政比較分析表」
(H30の類似団体は未公表)

05 村民アンケート調査結果からみる村民意識

1 概要

村民から本村のむらづくりに関する評価や意見を把握し、本計画の策定にあたっての基礎資料として活用することを目的として、村民アンケート調査を実施しました。

■村民アンケート調査の概要

項目	内容
調査地域	朝日村全域
調査対象者	朝日村に在住する 18 歳以上の村民 1,000 人（無作為抽出）
調査基準日	令和元年 7 月 1 日 現在
調査期間	令和元年 7 月 29 日（月）～ 8 月 9 日（金）
調査方法	調査票を郵送にて配布・回収

■村民アンケート調査の回収結果

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
18 歳以上の村民	1,000 通	368 通	36.8%

2 調査結果

1 本村の取組への現状の満足度・今後の重要度

本村の取組への評価について、設問の 6 つの回答選択肢のうち、「わからない」を除く 5 つの回答選択肢（満足度は、「満足」「まあまあ満足」「普通」「あまり満足でない」と「満足ではない」、重要度は、「重要」「まあまあ重要」「普通」「あまり重要でない」と「重要ではない」）を点数化しています。点数は、満足度は「満足」の 5 点から「満足ではない」の 1 点、重要度は「重要」の 5 点から「重要ではない」の 1 点まで、それぞれ 5 段階評価としています。

以上の点数を、「不明・無回答」を除く回答件数で除した、加重平均で平均値を算出しました。

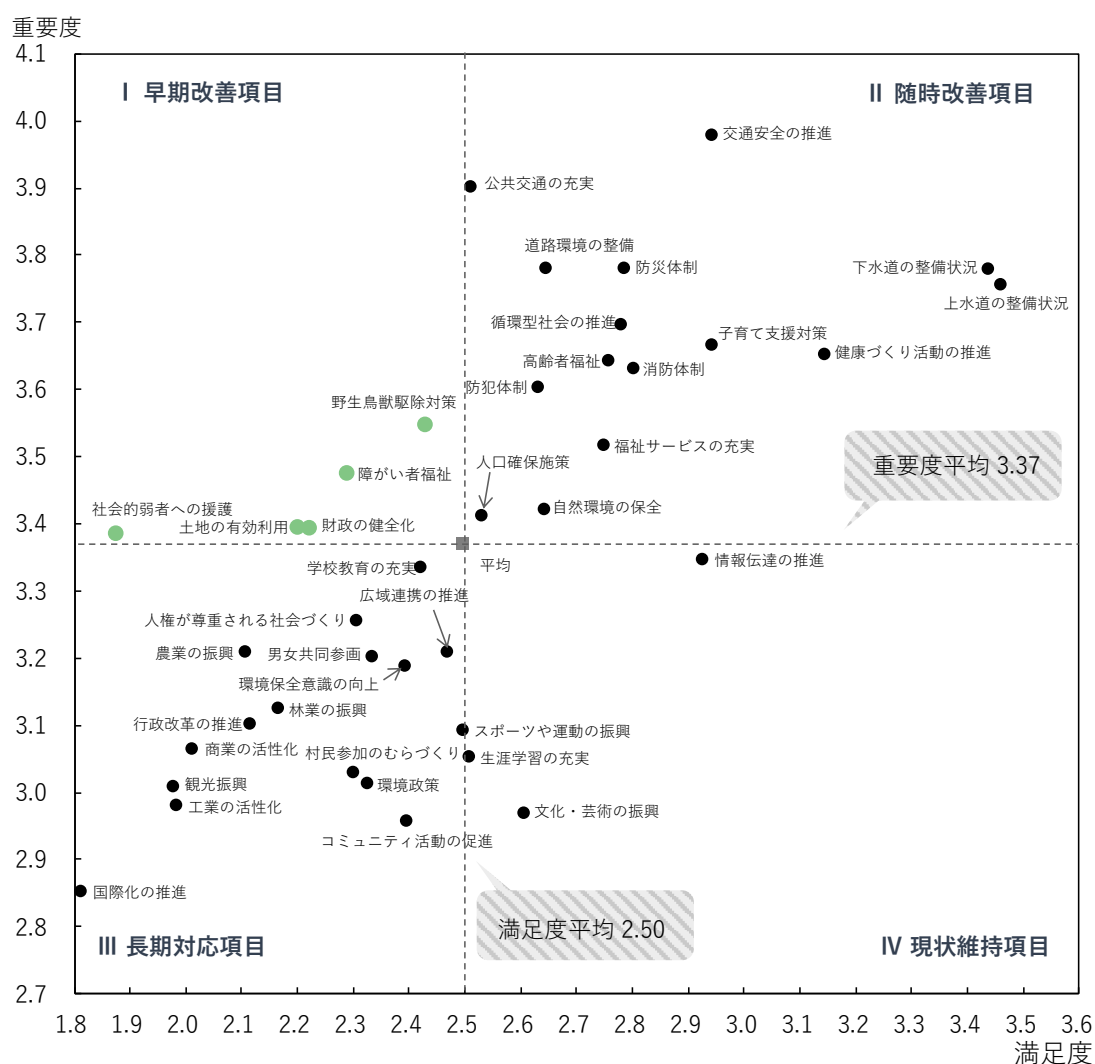
■ 散布図の見方

領域	内容
I 早期改善項目	重要度が高いにもかかわらず、満足度が低く、優先して充実が求められている項目
II 随時改善項目	満足度も重要度も高いため、継続して充実する必要がある項目
III 長期対応項目	満足度は低いものの重要度も低いため、他の項目の優先順位を勘案しながら、満足度を向上していくべき項目
IV 現状維持項目	満足度は高く、重要度が低いため、今後満足度の低い他の項目へ優先順位をシフトしていくことを検討する必要がある項目

評価した各項目を散布図に落とし込んだものが、以下の図になります。

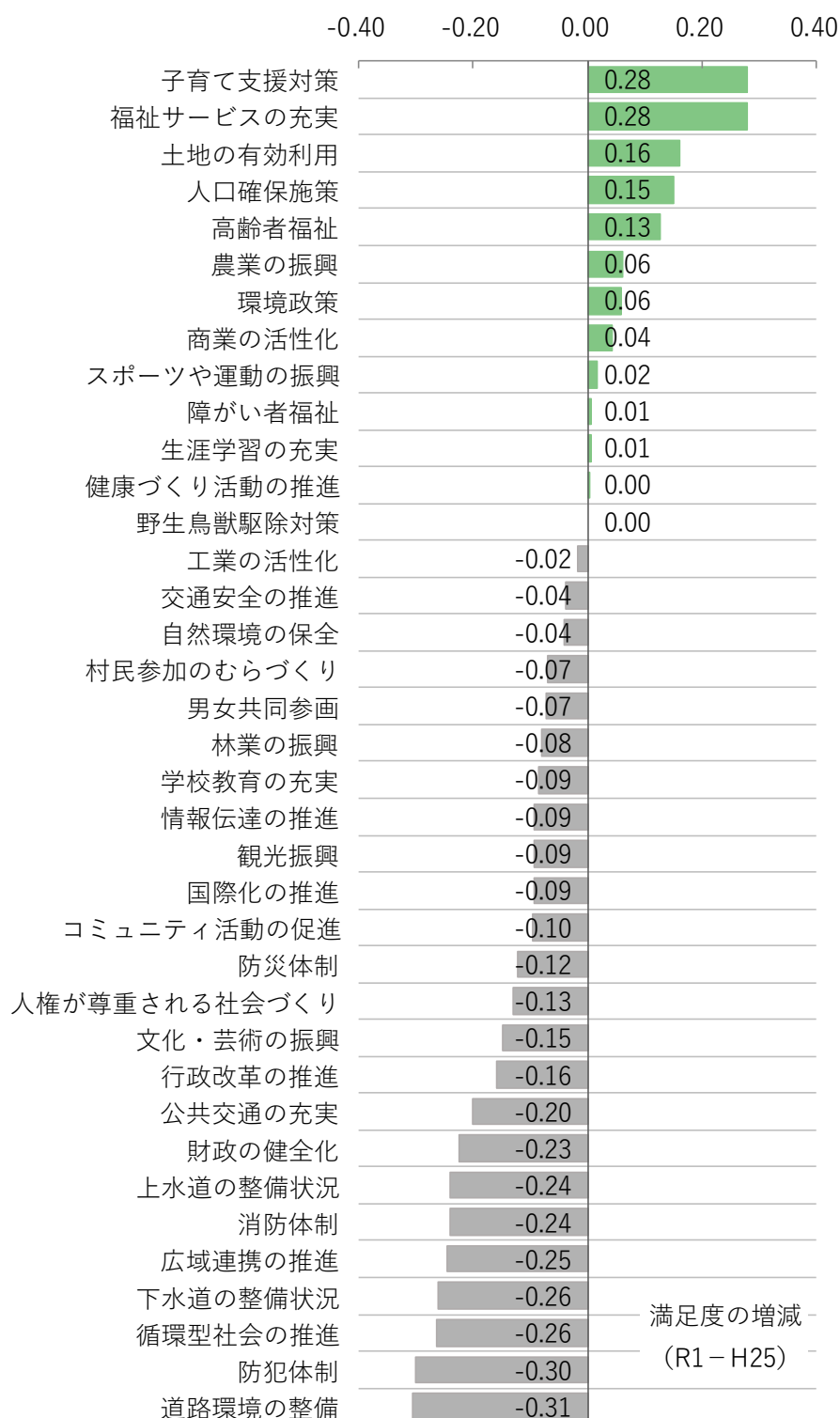
特に、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低く、優先して充実が求められているⅠ領域（早期改善項目）には、「野生鳥獣駆除対策」「障がい者福祉」「社会的弱者への援護」「土地の有効利用」「財政の健全化」が挙がっています。

■ 散布図



満足度について、今回実施した調査と平成 25 年度に実施したアンケート調査結果を比較すると、「子育て支援対策」「福祉サービスの充実」等が増加している一方、「道路環境の整備」「防犯体制」では減少しています。

■満足度の増減（令和元年度調査－平成 25 年度調査）



重要度について、今回実施した調査と平成 25 年度に実施したアンケート調査結果を比較すると、「交通安全の推進」「野生鳥獣駆除対策」等が増加している一方、「環境政策」「行政改革の推進」では減少しています。

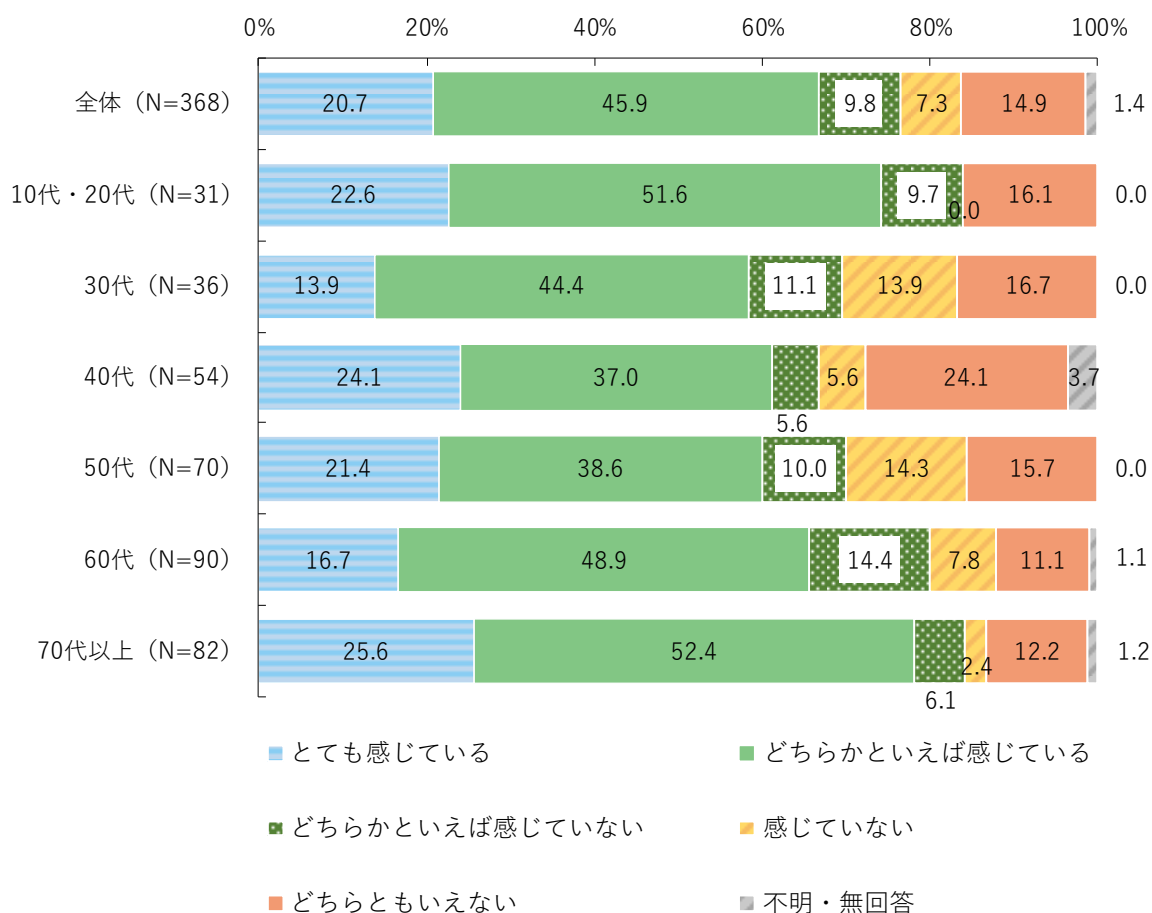
■重要度の増減（令和元年度調査－平成 25 年度調査）



2 本村に誇りや愛着を感じている人

全体では『感じている』（「とても感じている」と「どちらかといえば感じている」の合算）が66.6%と、約3分の2の村民が本村に誇りや愛着を感じています。また、『感じていない』（「どちらかといえば感じていない」と「感じていない」の合算）が17.1%、「どちらともいえない」が14.9%となっています。

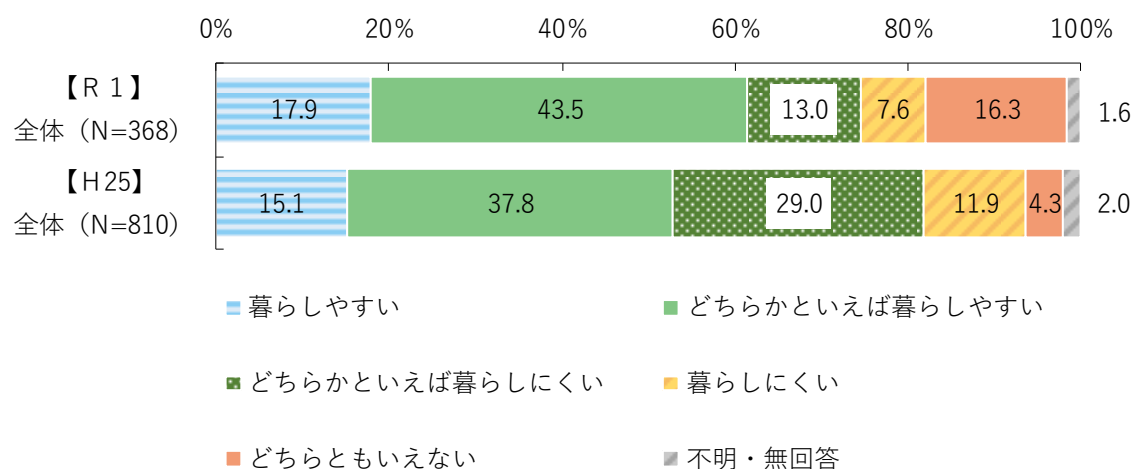
年代別では、70代以上及び10代・20代で『感じている』が7割強と、他の年代に比べて高くなっています。一方で、30代、50代及び60代で『感じていない』が2割強と、他の年代と比べて高くなっています。



3 本村で暮らしやすいと感じている人

『暮らしやすい』（「暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」の合算）が 61.4%、
『暮らしにくい』（「どちらかといえば暮らしにくい」と「暮らしにくい」の合算）が 20.6%、
「どちらともいえない」が 16.3%となっています。

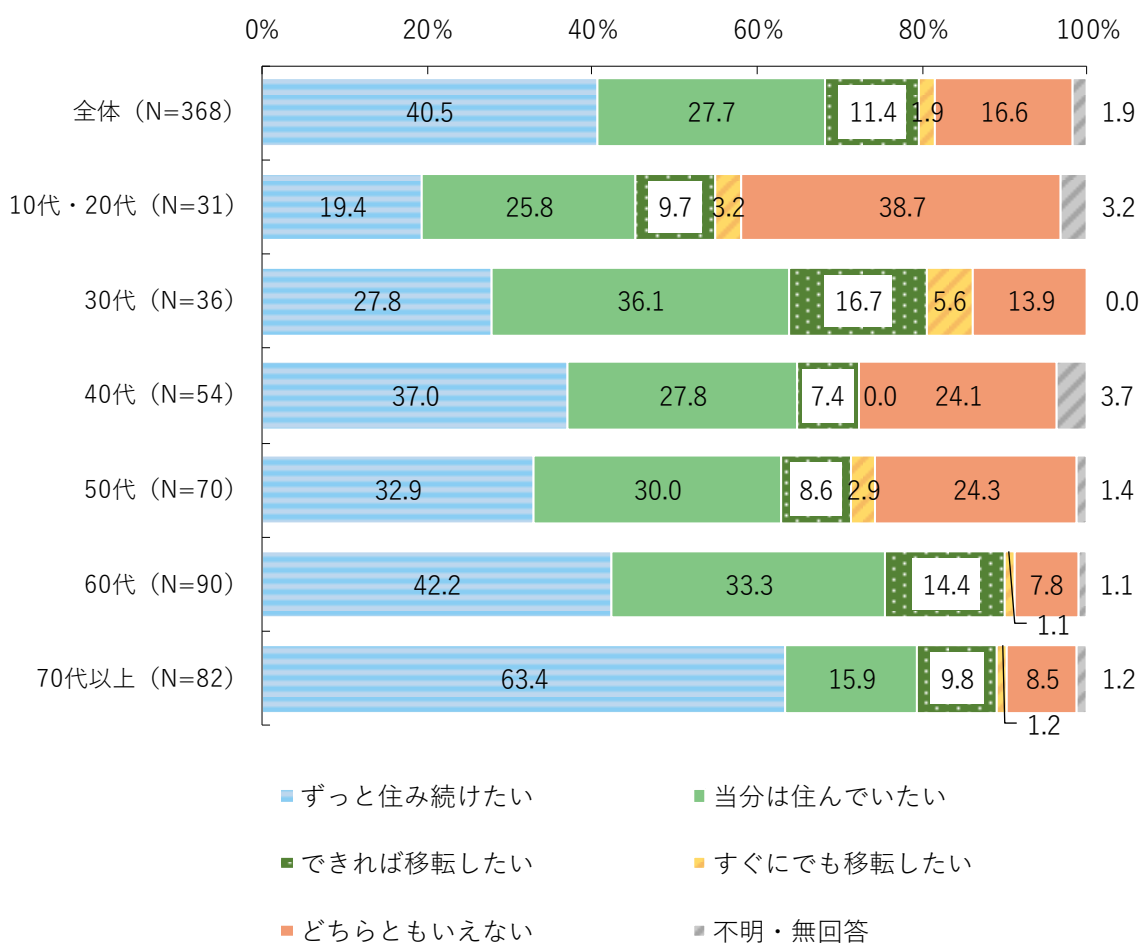
今回実施した調査と平成 25 年度に実施したアンケート調査結果を比較すると、『暮らしやすい』が 8.5 ポイント高くなっている一方、『暮らしにくい』が 20.3 ポイント低くなっています。



4 今後も本村に住み続けたいと思っている人

全体では『住み続けたい』（「ずっと住み続けたい」と「当分は住んでいたい」の合算）が68.2%と、本村に誇りや愛着を『感じている』人や本村で『暮らしやすい』と感じている人の割合と同様に、約3分の2の村民が今後も本村に住み続けたいと思っています。また、『移転したい』（「できれば移転したい」と「すぐにでも移転したい」の合算）が13.3%、「どちらともいえない」が16.6%となっています。

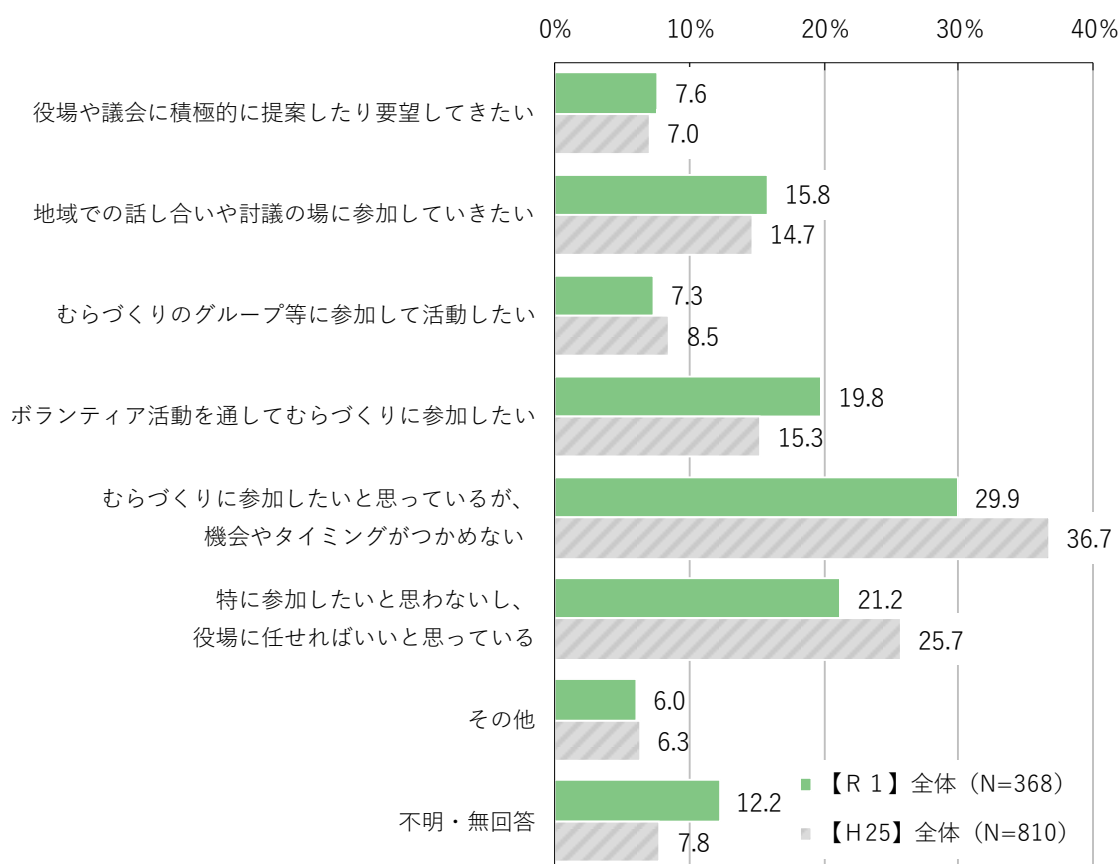
年代別では、年齢があがるにつれて『住み続けたい』がおおむね高くなる傾向にあります。



5 むらづくりへの参加意向

「むらづくりに参加したいと思っているが、機会やタイミングがつかめない」が29.9%と最も高く、次いで「特に参加したいと思わないし、役場に任せればよいと思っている」が21.2%、「ボランティア活動を通してむらづくりに参加したい」が19.8%となっています。

今回実施した調査と平成25年度に実施したアンケート調査結果を比較すると、「むらづくりに参加したいと思っているが、機会やタイミングがつかめない」が6.8ポイント、「特に参加したいと思わないし、役場に任せればよいと思っている」が4.5ポイントとそれぞれ低くなっている一方、「ボランティア活動を通してむらづくりに参加したい」が4.5ポイント高くなっています。



06 朝日村の課題まとめ

1 人口や年齢構成について

本村では、平成 27 年 10 月に、人口の現状を分析し、今後めざすべき人口の将来展望を示した「朝日村人口ビジョン」を策定しました。「朝日村人口ビジョン」では 2060 年に人口 4,000 人を維持することを目標として掲げています。しかし、平成 27 年の国勢調査の本村の人口は 4,462 人となり、「朝日村人口ビジョン」で示した将来見通しよりも厳しい状況にあることがわかりました。

近年では向陽台住宅団地の整備・分譲や、子育て支援施策の充実等に取り組み、若い世代の移住・定住を図っています。このような取組を加速させつつ、今後はより一層、人口減少対策に取り組んでいく必要があります。

2 土地利用や交通について

鉢盛山と鎖川は、本村の代表的な風景です。本村は、鉢盛山から緩やかに傾斜した台地に住宅や農地があり、その中央を鎖川が流れています。村内は、古見、入二、針尾、小野沢、西洗馬の 5 つの区に区分され、それぞれ特徴的な地域資源を有しています。

本村には高速道路や国道、主要地方道等がなく、複数の一般県道が通っています。村内は村営バス広丘線やデマンドタクシーくるりん号^{※5}が走り、主に高校生や自家用車を運転することが難しい高齢者が利用しています。

人口の減少に伴い、空き家や空き店舗の増加、農地の荒廃等も問題となっています。さらに一部、住工混在の地域も見られるため、「朝日村国土利用計画^{※6}」（平成 29 年 4 月策定）に基づき適切な土地利用を進めていく必要があります。

※5 デマンドタクシーくるりん号

デマンドタクシーとは、利用者の要望に応じて地域を移動できる乗合タクシーのこと。本村では、「くるりん号」と呼ばれており、村内での移動に活用されている。

※6 国土利用計画

社会・経済情勢の状況変化に的確に対応した、土地の有効利用に関する基本的事項を定めた計画のこと。

3 産業について

本村は古くから農業を基幹産業として発展してきており、レタスやキャベツ等の高原野菜の産地となっています。本村で生産される農作物はおいしく、農業は魅力ある産業となりつつありますが、依然として農家戸数、農業従事者の減少がみられています。農地が持つ多面的機能を踏まえて、農地の保全や農業の振興を進めていく必要があります。

工業については、工業団地への企業誘致を進めたことにより、村内の就業の場となっています。近年では、古見原工業団地、原新田工業団地の整備を進め、製造品出荷額は堅調に推移しています。

商業については、平成 30 年新役場庁舎併設のコンビニエンスストアができたものの、村内には商店が少なく、住民は村外に買い物に行く状況となっており、特に高齢者にとって不便な状況となっています。

観光の資源としては、本村には野俣沢林間キャンプ場やクラフト体験館等があり、村内外の人々の憩いの場となっています。また、近年では鉢盛山頂をめざす登山マラソンの開催により、多くの観光客が村を訪れています。

また、村の木材を活用した家具等の木工製品の製作も盛んになりつつあり、本村における新たな産業と暮らしのあり方が見い出されつつあります。

住民の経済活動は松本市や塩尻市等、近隣の都市部へと広がりを見せていますが、今後の税収の確保等を見据え、さらなる村内産業の活性化を図っていく必要があります。

4 環境や防災について

本村は面積の 87%を山林が占めており、豊かな自然環境に囲まれています。豊富な森林資源を次世代に伝えるため、森林の持続的な管理等を図っていく必要があります。

また、同時に土砂災害危険箇所が多数あることから、土砂災害に対し、適切な防災対策を進めていくことが求められています。特に近年では西日本を中心とした平成 30 年 7 月豪雨での河川氾濫や土砂災害、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震での大規模な土砂崩れ、令和元年 10 月に発生した台風 19 号によりもたらされた千曲川の氾濫や土砂災害等、風水害や地震等多くの自然災害が発生しています。こうした中、ハード面の対策とあわせ、住民に対する防災教育や減災の意識づくりを行っていく必要があります。加えて、地域における防災体制を整備するとともに、災害発生時において地域で適切な行動をとることができるよう、災害時を想定した避難訓練等の定期的な実施や住民の参加促進を図ることが必要です。

5 公共施設の維持管理について

本村では、130 施設の公共施設を有しており、今後はその維持管理費用の増大が懸念されています。村では平成 28 年に「公共施設等総合管理計画」、令和元年に「公共施設個別施設計画」を策定し、今後の投資経費の見通しと活用に関する方針を示しました。今後は道路修繕、橋梁補修、上下水道設備の更新の時期も控えていることから、これらの維持管理対策が必要となっています。

平成 30 年 5 月に朝日村役場の新庁舎を開庁し、庁舎は国土交通省の「サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」に県内で初めて採択されました。村産のカラマツ材の使用、環境への配慮や防災拠点としての機能強化、住民の利便性の向上等、時代に即した対応を可能としています。

今後は、公共施設の維持・管理や安全性の確保を計画的に進めていく必要があります。

6 住民活動について

これからのむらづくりは、住民主体の地域づくりや協働による取組が求められており、そのためには住民、NPO やボランティア、活動団体や地域コミュニティ等、様々な主体による活動を活発にしていく必要があります。

本村は 5 区、34 地区で構成されており、各地区では環境美化活動や防災会活動等が行なわれています。

人口減少、少子高齢化の中にあって、これから住民との協働のむらづくりがますます重要になっており、地域主体の活動や、ボランティア、NPO 等による多様な人材が活躍できる地域づくりを進めていく必要があります。

07

幸せを実感できる持続可能なむらづくりのために

村民アンケートでは、本村の総合的な暮らしやすさの評価は高まってきていることがわかりました。一方で、利便性の高い生活環境整備や産業振興等に関する要望は依然多いことから、引き続き村民の生活実感に即した取組を充実していく必要があります。また、むらづくりへの参加意向が増加傾向にあることから、こうした村民力を結集し、村民と行政が目標を共有しつつ相互に連携し、協働していくことが重要です。

第5次総合計画・総合戦略の検証結果では、本格化する人口減少・少子高齢化を見据えた生涯にわたって住みやすいむらづくりに努めてきた結果、特に村民生活の基盤となる分野での成果がみられました。また、多くの指標で目標を達成しており、概ね計画通りの施策展開が図られてきたといえます。しかし、総人口の減少傾向は加速化している状況にあるため、今後より一層効果的な取組を推進していくことが必要です。

また今後は、これまでに整備されてきた公共施設やインフラの老朽化、自然災害をはじめとする危機管理意識の高まり、持続可能な財政運営等、本村を取り巻く環境の変化に対応しながら、将来世代にわたって安心して暮らせるむらづくりを進めていく必要があります。

本村の魅力として、村民の村への愛着度の高さや豊かな自然環境、松本市、塩尻市に隣接する利便性の高い立地、レタス、キャベツ等の新鮮な農産物、木工製品の製作等特色ある産業、貴重な歴史文化遺産、豊富なアウトドアレジャー関連施設等、あらゆる地域資源が挙げられます。このような本村の魅力を積極的に活用し、むらのにぎわいや新たな活力の創出、むらの持続的発展につなげます。

II 基本構想

01 朝日村でめざすもの

1 めざす村の姿

村民アンケート結果から、本村の強みとして、村民の村への愛着度の高いことや豊かな自然、活力ある農業等が挙げられます。また、村の将来の姿について、健康に暮らし福祉が充実した「健康と福祉の村」、子育てと教育環境が充実した「子育てと教育のむら」、自然と住まいが調和した景観が保全されている「住みよいむら」等を願望しており、一人一人が活躍し、夢や希望を持ち、笑顔（福祉）があふれ、安心して暮らすことができる魅力ある村の実現をめざし、以下の将来像（めざす村の姿）を定めます。

【 めざす村の姿 】

人・自然・産業が輝き、 夢・希望・笑顔あふれる朝日村

10年後の朝日村の姿

夢・希望が叶う

充実した子育て環境で、子どもを健やかに育んでいる
村の魅力があふれ若者から移住・定住先に選ばれている

一人一人が活躍 産業の発展

産業で十分な収入を得られている
誰もが学び続けられ、自分の成長や生活が向上している
誰もが自分らしい生活や活躍ができている

清らかな空気と水 笑顔あふれる

村民同士で支え合い、健康で幸せに暮らしている
村の大切な自然・資源・インフラが守られ、生かされている
各種団体や地域コミュニティ活動が活発となり活力があふれている

2 むらづくりの基本理念

むらづくりの基本理念は、計画の前提となる基本的な考え方や立ち位置を示す、横断的な考え方です。

本計画では、本村のむらづくりの根底をなす基本的な考え方として、「横断的な視点」と「5つの基本理念」を掲げます。すべての取組の中で、次の視点を持って施策の展開を図ります。

横断的な視点

福祉あふれる元気で明るいむらづくり

「福祉」とは、「幸せ」や「生活の安定・充足」という意味があります。行政の活動や、住民協働でのむらづくりの活動は、そのすべてが住民の幸せや生活の安定・充足につながるものとしていく必要があります。

そこで、本計画を推進するための前提事項として、むらづくりの根底をなす、基本的な理念として次の5つを掲げます。福祉あふれる元気で明るいむらづくりへ向け、次の視点を持って施策の展開を図ります。

基本理念

① 村の自然や風景、資源を生かし、次世代に残すむらづくり

朝日村の大切な自然景観や農地等の暮らしの風景を大切にするとともに、今ある資源を生かし、次世代に適切に引き継げるむらづくりを進めます。

② 住民の声を聴き、住民の生活に寄り添うむらづくり

住民の声を重視し、住民視点で様々な施策を展開することで、生活の質を高めるむらづくりを進めます。

③ 住民の参画による、協働のむらづくり

住民と行政とが目標を共有し、適切な役割分担と協働により、地域課題の解決やむらの発展に取り組むむらづくりを進めます。

④ 創意工夫により、計画的で安定したむらづくり

行政が創意工夫により積極的に新しい取組を展開するとともに、計画的に事業に取り組み、安定的な行政運営によるむらづくりを進めます。

⑤ 愛着や誇りが持てるむらづくり

様々な活動を通して住民が愛着や誇りが持てるむらづくりを進めます。

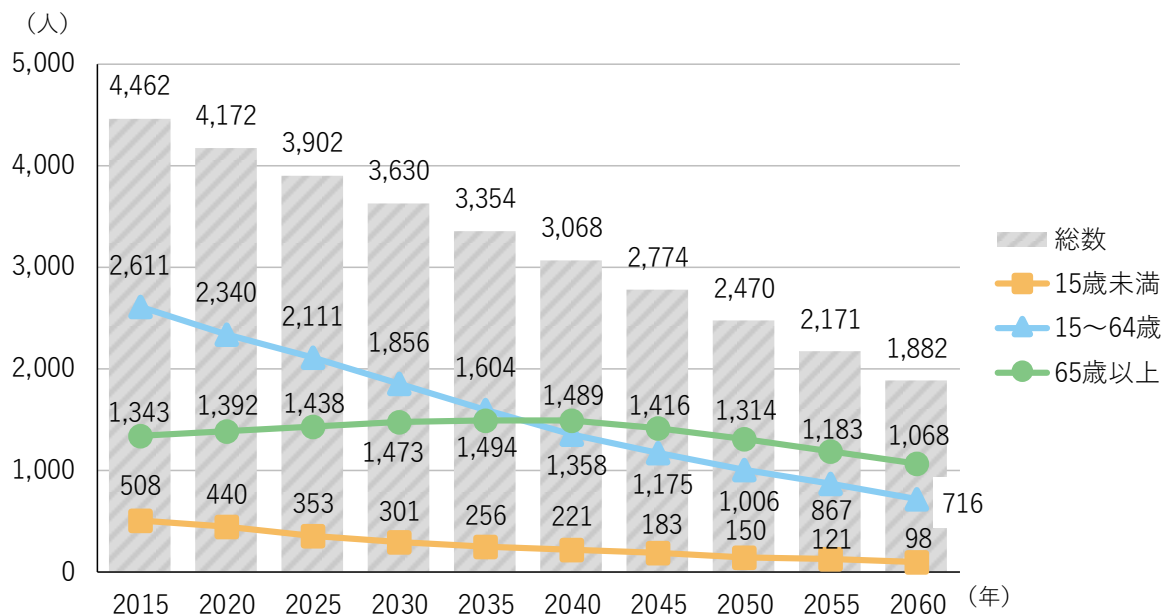
02 目標人口

1 朝日村の将来人口の見通し

令和元年6月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された人口推計結果によると、本村の人口は2060年には1,882人となり、2015年の4,462人と比較すると、2,580人、57.8%の減少が予測されています。また、高齢化率は2060年には56.7%となり、2015年の30.1%と比較すると、30ポイント弱の上昇が予測されています。

本村では急激な人口減少・少子高齢化が予測されており、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかける施策・取組が早急に求められています。

■朝日村の推計人口（国立社会保障・人口問題研究所による推計）



2 朝日村の目標人口

本村においても、全国的な動向と同様に、少子高齢化や人口減少が進む中、出産・子育てがしやすい環境づくりや、向陽台団地の宅地開発、村営住宅の整備、村内の雇用確保等、将来像の実現に向けた各施策に取り組み、村の魅力づくり・ひとづくり・地域づくり・持続可能なむらづくりを展開していきます。

本計画では、現状から予想される人口減少を受け入れるのではなく、人口減少や地域経済の縮小といった本村の存続の危機に立ち向かい、積極的な人口維持施策を強力に推進し、2060年に3,100人の維持という「チャレンジ目標人口」を定め、高い目標を達成するための施策を展開します。

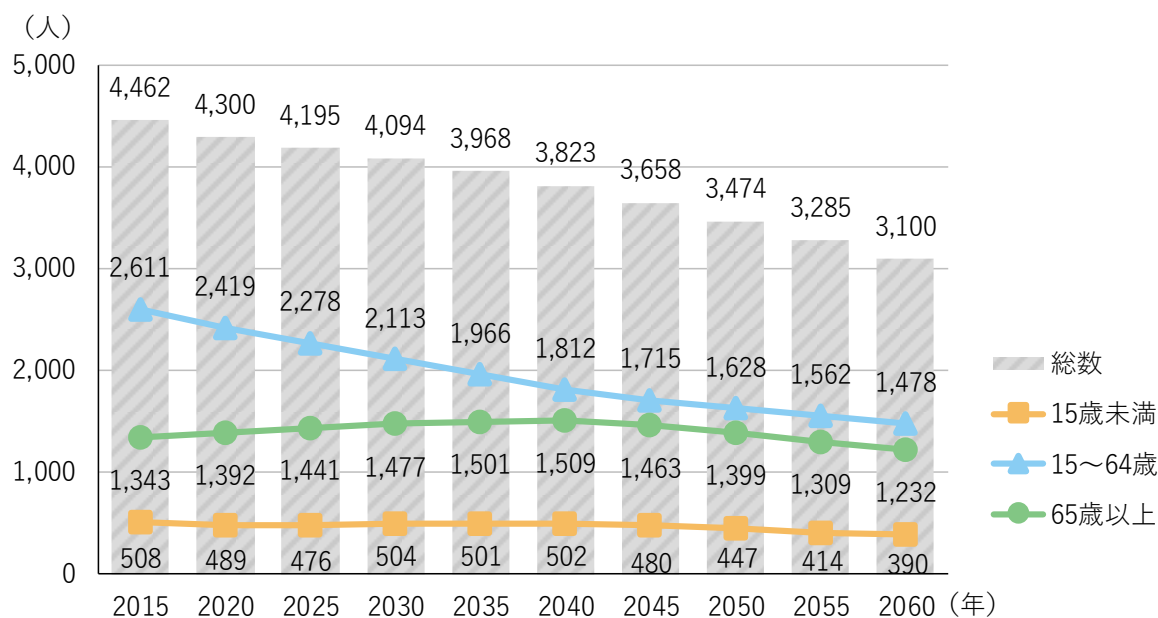
■朝日村の人口の将来展望

項目	内容
現 状	● 合計特殊出生率（平成30年）：1.39人 ● ここ数年は、向陽台住宅団地整備により社会動態（転入－転出）は△3人程度に抑制されていますが、向陽台住宅団地整備がなくなると、社会動態は毎年△23人となります。
シナリオ	● 出産・子育ての環境を整備し、合計特殊出生率を2040年までに、段階的に2.07に上昇させます。 ● 新たな移住定住施策などにより、転入者の増加や転出抑制を図り、社会動態を毎年△7～△8人に抑制します。

2060年の朝日村の「チャレンジ目標人口」

3,100人

■人口減少抑制策実施後の朝日村の推計人口

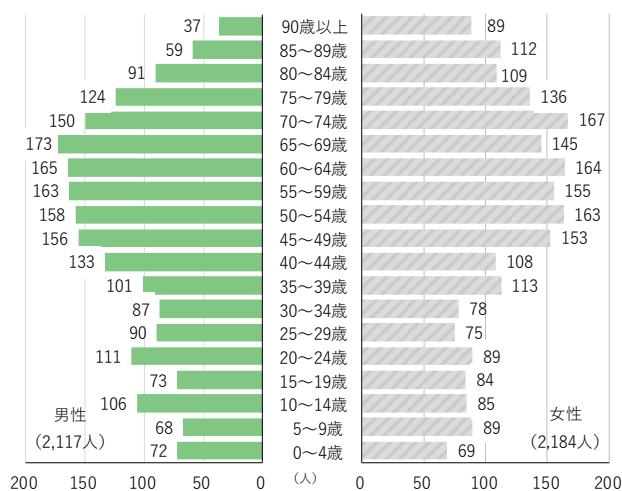


3 人口構成の見通し

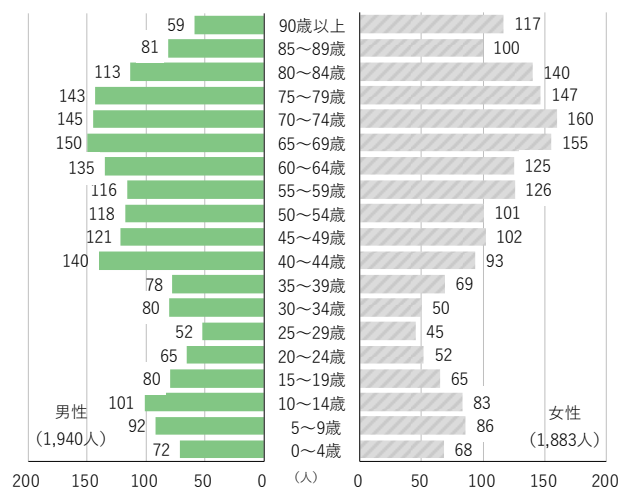
2020 年における本村の人口構成は、40 歳代後半から 70 歳代前半の世代の割合が高くなることが予想されています。2060 年では、人口ピラミッドの形状が全体的に縮小するとともに、60 歳以上の人が人口の多くを占めていることから、更なる人口減少や少子高齢化が懸念されています。

■男女別・年齢階級別総人口の推移

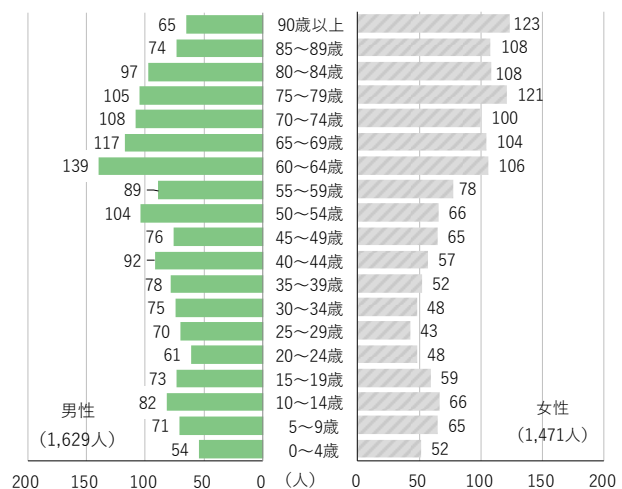
2020 年



2040 年



2060 年



Ⅲ 基本計画の大綱

01 基本計画の概要

基本計画では、基本構想で定めた「めざす村の姿」を実現するため、4つの基本戦略を定め、行政の取組の指針とします。基本戦略の1から4までは、それぞれ、出産・子育てや定住促進、住民が活躍するための産業や教育・機会づくり、村の総合的な環境づくりと、行政の推進体制の整備から構成し、むらづくりのすべての分野において、計画的に推進・評価していきます。

【めざす村の姿】

人・自然・産業が輝き、
夢・希望・笑顔あふれる朝日村

基本戦略1 魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくりま

- 1 出産・子育ての希望を叶える環境づくり
- 2 誰もが暮らしたくなる環境づくり

夢
希望

基本戦略2 一人一人が活躍できる村をつくりま

- 3 村の産業振興と村民の雇用確保
- 4 特色のある教育・生涯学習の充実
- 5 誰もが活躍できる社会環境づくり

人
産業

基本戦略3 安心して暮らし続けられる村をつくりま

- 6 安心して自分らしく健康に暮らし続けられるしくみづくり
- 7 安心して暮らせる基盤整備

自然
笑顔

基本戦略4 未来へつながる村をつくりま

<横断的視点>

福祉あふれる元気で明るいむらづくり

<基本理念>

村の自然や風景、資源を生かし、次世代に残すむらづくり
住民の声を聴き、住民の生活に寄り添うむらづくり
住民の参画による、協働のむらづくり
創意工夫により、計画的で安定したむらづくり
愛着や誇りが持てるむらづくり

02 基本戦略の方向性

基本戦略 1 魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくります

① 現状

本村は、急激な少子高齢化や人口減少が進行しており、このままの推移が続くと長期的には村の存続自体が危ぶまれかねない事態も想定されます。このような状況の中で、人口を維持させるための施策が喫緊の課題となっています。

人口を維持させるためには、村民や村外の人が本村で暮らし続けるという選択肢を選んでもらう必要があります。そのためには、まず、本村が魅力にあふれ、暮らしたくなると感じるむらづくりをする必要があります。

② 方向性

基本戦略 1 では、「出産・子育ての希望を叶える環境づくり」「誰もが暮らしたくなる環境づくり」を重点目標として進め、人口の自然増加、社会増加へ直接的につながる取り組みを進めます。

③ 重点目標による施策展開

重点目標	内容
1 出産・子育ての希望を叶える環境づくり	子育てを希望する人が安心して妊娠から出産、その先の子育てに臨むことができるよう、切れ目のない支援を行います。
2 誰もが暮らしたくなる環境づくり	村民や本村を訪れた人が本村の魅力に触れ、本村で暮らしたい、暮らし続けたいとすることができるよう、移住・定住施策や観光施策を推進します。

基本戦略2 一人一人が活躍できる村をつくります

① 現状

村民や転入者が本村で暮らし続けるためには、村内の産業振興を図り、働く場や機会を確保する必要があります。また、産業の振興には、確かな知識や経験を備え持つ多様な人材が必要であり、その背景には誰もが活躍できる社会環境の整備が欠かせません。

豊かな自然に囲まれた本村は農業が基幹産業となっており、また、塩尻市や松本市に近接していることから、ベッドタウンとしても発展してきました。このような本村の特徴を生かしながら、産業振興を図るとともに、誰もが十分な教育を受け、また、活躍できる環境づくりが求められます。

② 方向性

基本戦略2では、「村の産業振興と村民の雇用確保」「特色のある教育・生涯学習の充実」「誰もが活躍できる社会環境づくり」を重点目標として定め、村民誰もが活躍できるための取り組みを進めます。

③ 重点目標による施策展開

重点目標	内容
3 村の産業振興と村民の雇用確保	本村の自然環境を生かした産業の振興を図るとともに、村民の働く場や機会の確保、拡充に努めます。
4 特色のある教育・生涯学習の充実	人口が比較的少なく、村民一人一人に応じた教育や生涯学習を推進することができる利点を生かした、特色のある教育・生涯学習の充実を図ります。
5 誰もが活躍できる社会環境づくり	年齢や障がい、性別等に関わらず、誰もが個人として尊重され、自分らしく地域で生活や活躍ができる社会環境をつくります。

基本戦略3 安心して暮らし続けられる村をつくります

① 現状

本村で安心して暮らし続けるためには、保健や医療、福祉、防災・防犯対策、道路環境、自然環境等の村民を取り巻くあらゆる分野においてソフト面・ハード面ともに整備する必要があります。

急激な人口減少や少子高齢化が進行しており、今後も同じ傾向が続くことが見込まれている本村では、支え手となる人やモノが不足することが予想されます。そのため、行政や関係機関、関係団体、地域組織、村民が一体となって、安心して暮らし続けられる環境を整備していく必要があります。

② 方向性

基本戦略3では、「安心して自分らしく健康に暮らし続けられるしくみづくり」「安心して暮らせる基盤整備」を重点目標として定め、村民誰もが安心して暮らし続けられるための取り組みを進めます。

③ 重点目標による施策展開

重点目標	内容
6 安心して自分らしく健康に暮らし続けられるしくみづくり	村民同士で支え合い、見守り合いながら、地域で自分らしく健康に生活を送ることができるしくみをつくります。
7 安心して暮らせる基盤整備	村民が安心して生活を送ることができるよう、生活に欠かせないインフラやライフラインを整備するとともに、本村の財産である豊かな自然環境を守ります。

基本戦略4 未来へつながる村をつくります

① 現状

本村では、今後、急激な人口減少や少子高齢化により、財政状況の悪化や、住民サービスの質や量の低下が懸念されています。基本戦略1、2、3の推進にあたり、行政の力だけでなく、地域の課題を最も把握している村民の村政への参画が欠かせません。

村民と行政とが手を携え、情報や価値観を共有しながら、村政を一緒に前へ進めていく必要があります。

② 方向性

基本戦略4では、基本戦略1、2、3を進めていくための、協働のむらづくりの推進や村政情報の発信、健全な行財政運営、公共施設のマネジメントの方向性を示します。

③ 施策展開

内容

行政と村民が一体となって協働のむらづくりを進めるとともに、持続可能な村政運営を行い、未来の村民に自然豊かな故郷を残します。

IV 基本計画の内容

01 基本戦略の概要

1 施策の全体像

基本戦略	重点目標・主要施策
1 魅力にあふれ 暮らしたくなる村を つくります (魅力づくり)	1 出産・子育ての希望を叶える環境づくり 1 結婚・妊娠・出産がしやすい支援の強化を図ります 2 子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育て支援を行います 2 誰もが暮らしたくなる環境づくり 1 暮らしたい、暮らし続けたいと感じる移住・定住施策を推進します 2 村の魅力に触れてもらい、移住へつなげる観光施策を推進します
2 一人一人が活躍できる村を つくります (ひとづくり)	3 村の産業振興と村民の雇用確保 1 農産物の安定生産や多角化経営をめざした農業振興を行います 2 森林の保全と資源の活用を推進します 3 生産から製造、販売まで有機的に連携した商工業振興を行います 4 特色のある教育・生涯学習の充実 1 未来の村を担う子どもたちの生きる力を育む教育を行います 2 誰もが生涯にわたって学び続けられる環境をつくります
3 安心して 暮らし続けられる村を つくります (地域づくり)	5 誰もが活躍できる社会環境づくり 1 高齢になっても自分らしい生活や活躍ができる社会環境をつくります 2 障がいに関わらず自分らしい生活や活躍ができる社会環境をつくります 3 誰もが人権が尊重され、自分らしく活躍できる社会環境をつくります 6 安心して自分らしく健康に暮らし続けられるしくみづくり 1 保健・医療が充実し、誰もが健康でいきいきと暮らせる環境をつくります 2 誰もが共に支え合う「地域共生社会」をめざします 3 村民の命と財産を守る防災・防犯対策を推進します
4 未来へつなげる村を つくります (持続可能なむらづくり)	7 安心して暮らせる基盤整備 1 計画的に道路環境を整備し、交通安全を推進します 2 誰もが利用しやすい公共交通の充実を図ります 3 村の限りある土地を有効活用します 4 村の命を育む水環境を保全し、適正な供給・管理を行います 5 村の豊かな自然環境を守り、循環型社会をめざします 1 村民と行政が役割と責任を分担し、協働のむらづくりを推進します 2 村の魅力や暮らしに関する情報を積極的に内外へ発信します 3 適切で持続可能な行財政運営を行います 4 計画的な公共施設の維持・管理・運営を行います

2 成果指標

基本戦略 1

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
合計特殊出生率	1.39 人 (平成 30 年)	1.58 人 (令和 6 年)	住民福祉課
年間出生数	29 人	30 人	住民福祉課
子育て支援に対する満足度	41.8% (令和元年度)	43.7%	教育委員会
令和 2 年から令和 6 年までの社会動態	△12 人 (H27～R1 年累計)	△40 人 (R2～R6 年度累計)	企画財政課
朝日村への誇りや愛着を感じている村民の割合 (アンケート調査問 9)	66.6% (令和元年度)	73.9%	企画財政課
今後も朝日村に住み続けたいと思う割合 (アンケート調査問 11)	40.5% (令和元年度)	42.4%	企画財政課

基本戦略 2

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
農業産出額	25.7 億円	26.0 億円	産業振興課
納税義務者一人当たりの課税対象所得	2,371 千円 (平成 30 年)	増 加	総 務 課
生涯学習の充実に対する満足度	17.1% (令和元年度)	20.6%	教育委員会

基本戦略 3

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
健康寿命 (KDB 作成年月平成 30 年度 平均自立期間)	男性 81.1 歳 女性 82.8 歳 (平成 28 年)	延伸	住民福祉課
平均寿命 (市区町村生命表)	男性 81.9 歳 女性 87.6 歳 (平成 27 年)	男性 82.0 歳 女性 87.7 歳	住民福祉課
朝日村は暮らしやすいと思う村民の割合 (アンケート調査問 10)	61.4% (令和元年度)	69.0%	企画財政課
区や地区の活動 (コミュニティ活動) に参加している割合 (アンケート調査問 17)	41.3% (令和元年度)	58.1%	総 務 課

基本戦略 4

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
朝日村のむらづくりの満足度 (アンケート調査問 8)	29.3% (令和元年度)	35.3%	企画財政課
行政情報を十分に入手できていると感じている村民の割合 (アンケート調査問 16)	60.6% (令和元年度)	65.8%	総 務 課 企画財政課

02 基本計画の見方について

基本戦略

「めざす村の姿」を実現するために取り組むこと

重点目標

「基本戦略」を実現するために取り組むこと

主要施策

「重点目標」を実現するために取り組むこと

SDGs アイコン

主要施策を推進することで達成に寄与する SDGs の目標を示すアイコン

主な取組

「今後の方向性」に基づき、具体的に展開していく取組と担当課

基本戦略

1

魅力にあふれ暮らしたくなる村をつくります

〔重点目標1〕

出産・子育ての希望を叶える環境づくり

主要施策1 結婚・妊娠・出産がしやすい支援の強化を図ります

現状・課題

近年、わが国では、少子化が急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率は1.39となっています。その背景には、未婚の増加や晩婚化の進行、結婚・妊娠・出産に対する生活面や経済面での悩みや不安、負担感があると考えられます。

本村では、長野県や関係機関、関係団体等と連携し、あらゆる視点から結婚・妊娠・出産に向けた支援を行ってきました。今後は、これまでの支援をより一層充実するとともに、若い世代のニーズに対応した取り組みを進めることで、結婚や妊娠・出産を望む人の希望を叶え、少子化の抑制につなげる必要があります。

今後の方向性

結婚・妊娠・出産への支援において、長野県や関係機関、関係団体等と連携を深めるとともに、より一層の充実を図ることで、出生数の向上につなげます。

また、安心して妊娠・出産、子育てに臨むことができるよう、母子保健と子育て支援の連携を強化し、事業の推進を図ります。



ぼけっと広場

44

主な取組

1 結婚への支援

若い世代に対し、結婚について考える機会や出会いの場を設ける等、結婚のきっかけづくりを行います。

内 容（具体策）	担当課
● 結婚支援の促進	住民福祉課
● 地域おこし協力隊 ^{※1} や団体等による男女の出会いづくり	
● 結婚新生活支援事業補助金 ^{※2} の支給	

2 妊娠・出産への経済的な支援

経済的な問題により、妊娠・出産を断念することがないよう、妊娠・出産時に経済的な支援を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 不妊治療・不育症治療費の補助	住民福祉課 教育委員会
● 妊娠・産婦健診の受診補助	
● 産婦健診時の産婦健診（定期検査及び保健指導）受診費の補助	
● 妊娠への福祉医療費の給付	
● 出産資金の支給	

KPI[※]

指 標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
婚姻件数（統計）	15件 (平成29年度)	14件	住民福祉課
産婦健診時の産婦健診受診費補助	5件 (H25～30年度累計)	10件 (R2～6年度累計)	

^{※1} 地域おこし協力隊
地方公共団体から委嘱された「地域おこし協力隊員」が一定期間地域に滞在し、地域ブランドや地域産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

^{※2} 結婚新生活支援事業補助金
結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新婚の家賃、引越し費用）を支援するもの（最大30万円）。

45

現状・課題

主要施策に関する朝日村における現状と、今後取り組んでいく必要のある課題

今後の方向性

「現状・課題」を踏まえ、「重点目標」やその先の「基本戦略」「めざす村の姿」の実現に向け、今後、優先的に取り組む施策の基本的方向

KPI

取組の成果を計る「ものさし」として、数値化が可能な統計データ等を中心に設定した指標

序論

基本構想

基本計画の大綱

基本計画の内容

計画の推進

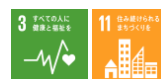
資料編

魅力にあふれ 暮らしたくなる村をつくります

[重点目標 1]

出産・子育ての希望を叶える環境づくり

主要施策1 結婚・妊娠・出産がしやすい支援の強化を図ります



現 状 ・ 課 題

近年、わが国では、少子化が急速に進行しており、平成 30 年の合計特殊出生率は 1.39 となっています。その背景には、未婚の増加や晩婚化の進行、結婚・妊娠・出産に対する生活面や経済面での悩みや不安、負担感があると考えられます。

本村では、長野県や関係機関、関係団体等と連携し、あらゆる視点から結婚・妊娠・出産に向けた支援を行ってきました。今後は、これまでの支援をより一層充実するとともに、若い世代のニーズに対応した取組を進めることで、結婚や妊娠・出産を望む人の希望を叶え、少子化の抑制につなげる必要があります。

今 後 の 方 向 性

結婚・妊娠・出産へ向けた支援において、長野県や関係機関、関係団体等と連携を深めるとともに、より一層の充実を図ることで、出生数の向上につなげます。

また、安心して妊娠・出産、子育てに臨むことができるよう、母子保健と子育て支援の連携を強化し、事業の推進を図ります。



ぽけっと広場

主な取組

1 結婚への支援

若い世代に対し、結婚について考える機会や出会いの場を設ける等、結婚のきっかけづくりを行います。

内 容（具体策）	担当課
● 結婚支援の促進 ● 地域おこし協力隊^{※7}や団体等による男女の出会いづくり ● 結婚新生活支援事業補助金^{※8}の支給	住民福祉課

2 妊娠・出産への経済的な支援

経済的な問題により、妊娠・出産を断念することがないように、妊娠・出産時に経済的な支援を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 不妊治療・不育症治療費の補助 ● 妊婦・産婦健診の受診補助 ● 里帰り出産時の産婦健診（定期検査及び保健指導）受診費の補助 ● 妊婦への福祉医療費の給付 ● 出産祝金の支給	住民福祉課 教育委員会

※7 地域おこし協力隊

地方公共団体から委嘱された「地域おこし協力隊員」が一定期間地域に居住し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

※8 結婚新生活支援事業補助金

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援するもの（最大30万円）。

3 母子保健の推進

朝日村子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠期、出産期、乳幼児期等の子どものライフステージに応じた母子保健事業を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会を通じた産科医療体制の確保と充実に向けた支援策等の検討 ● 妊婦歯科検診の実施 ● 育児に不安を持つ母親への支援（産後ケア） ● 乳幼児健診の実施 ● 子育て支援アプリを使った情報提供	住民福祉課 教育委員会

K P I ※9

指 標	基準値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 6 年度）	担当課
婚姻件数（統計）	15 件 （平成 29 年度）	14 件	住民福祉課
里帰り出産時の産婦健診受診費補助	5 件 （H26～30 年度累計）	10 件 （R2～6 年度累計）	

※9 K P I
「Key Performance Indicators」の略。施策の進捗状況を検証するために設定する指標のこと。

主要施策2 子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育て支援を行います



現 状 ・ 課 題

近年、核家族化の進行や共働き家庭、ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安を抱える保護者が多く、その不安の要因も多様化してきています。

本村では、「朝日村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもや子育て家庭に対し、教育・保育サービスを提供するとともに、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに取り組んできました。

今後も、保護者が働きながら安心して子どもを育てることができる環境づくり、成長過程に応じた切れ目のない子育て支援体制の充実が求められます。

今 後 の 方 向 性

本村では、教育・保育ニーズの動向も踏まえ「朝日村子ども・子育て支援事業計画」を適正に見直し、ニーズに対応したサービスを提供する体制を整備します。また、保護者が働きながら安心して子どもを育てることができるよう、ニーズに応じた子育て支援策やワーク・ライフ・バランスの推進、男性の育児への参画の促進等を進めます。さらに、既存の施設やしくみを活用しながら、成長段階に応じた子育て支援施策を行うための連携体制を整備し、子育てに不安を抱える保護者やその家庭に対して個々に対応し、切れ目のない子育て支援につなげます。



子育て支援センター「わくわく館」

主な取組

1 子育て施策の推進

「朝日村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭のニーズに対応した子育て施策を推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 地域ぐるみで行う子育て支援の推進 ● 6か月からの未満児保育の実施 ● 子育て支援センター「わくわく館」の充実 ● 延長保育や一時保育、ファミリー・サポート・センター事業^{※10}等、多様な子育て支援事業の実施 ● 幼児期から英語に触れる機会の創出（英語遊び） ● 子ども、親、家庭、地域住民に対して子育てに関する講座の開催 ● 自然を生かした保育の提供 ● 出生児に本や木製品のプレゼント（ブックスタート、ぬくもりチェア） ● 病児・病後児保育の研究	教育委員会

2 子育てに関する経済的な支援

子育て世帯の経済的な負担軽減を図ることを目的として、子育てにおける経済的な支援を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 3～5歳児の保育料無償化と合わせた副食費の無償化 ● 第3子以降3歳未満児の保育料軽減 ● 児童手当・児童扶養手当の支給 ● 高校生までの福祉医療費の給付（現物給付の拡大） ● 小学校給食費の無償化の検討 ● ながの子育て家庭優待パスポート事業^{※11}の推進 ● 私立高校に通学する生徒を持つ保護者への経済的な負担軽減のための助成	住民福祉課 教育委員会

※10 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の就労者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

※11 ながの子育て家庭優待パスポート事業

長野県将来世代応援会議が県内市町村と連携・協働して、企業・店舗の皆様の協賛をいただきながら、地域全体で子どもと子育て家庭を応援する事業。

3 子育て世代包括支援センター事業の推進

朝日村子育て世代包括支援センターを拠点として、子ども一人一人のニーズや子どもを取り巻く環境に応じたあらゆる子育て支援を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 ● 妊娠期からの子育て期までの総合相談窓口の充実 ● ひとり親世帯、虐待や困窮状態にある子どもや子育て世帯に対する相談・支援	住民福祉課 教育委員会

4 子育てしやすい朝日村のPR

ホームページや広報等を通じて、本村の子育て支援施策に関するあらゆる情報を村の内外へ発信し、子育て世帯の移住・定住へつなげます。

内 容（具体策）	担当課
● ホームページ等を通じたPR	教育委員会

K P I

指 標		基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
子育てを楽しんでいることの方が多い割合	未就学児	61.9%	70.0%	教育委員会
	小学生	61.7%	70.0%	
ファミリー・サポート・センターの利用者数		0 人	3 人	
子育て支援サイトのアクセス数		0 件	10,000 件	

[重点目標 2]

誰もが暮らしたくなる環境づくり

主要施策 1 暮らしたい、暮らし続けたいと感じる移住・定住施策を推進します



現 状 ・ 課 題

本村は、塩尻市や松本市と隣接しており、両市のベッドタウンとなっています。近年では、向陽台住宅団地の開発・分譲等を進め、近隣市村で働く人や田舎暮らしを希望する人が移住・定住するケースが多くなっています。

一方で、若い世代の転出が多くなっており、人口が減少している大きな要因の一つとなっています。転出者を対象とした「まち・ひと・しごと創生」に関するアンケート調査では、朝日村に住み続ける可能性があったにも関わらず、転出先の市町村を選んだ理由として、買い物や交通の利便性、住宅の確保の容易さ、暮らしやすさ等が挙がっており、多岐にわたっています。村民や村外の人が本村で暮らしたい、暮らし続けたいと思う村の実現に向け、移住・定住施策や住環境の整備を進める必要があります。

今 後 の 方 向 性

豊かな自然環境やおいしい農産物、人のあたたかさ、都市へのアクセスの良さ等の本村の魅力を村の内外へ発信するとともに、移住・定住を希望する人が本村で快適な生活を送ることができるよう、住宅環境の整備を進めます。



向陽台住宅団地

主な取組

1 移住・定住施策の推進

本村に魅力を感じ、移住・定住を希望する人を増やすことを目的として、移住・定住促進のための情報発信やイベント等を実施します。

内 容（具体策）	担当課
● お試し移住の促進 ● 移住相談窓口の設置 ● 都市圏住民へ移住・定住 P R の実施 ● 地域おこし協力隊制度の活用 ● U I J ターン※12の移住・定住の促進	企画財政課 産業振興課

2 住宅の確保・活用

子育て世代や若者等の移住・定住を促進するため、住環境を整備します。

内 容（具体策）	担当課
● 向陽台住宅団地（第3期）の整備 ● 移住による空き家改修費の補助 ● 空き家情報・移住施策の提供（空き家バンク） ● 定住促進賃貸住宅整備の検討 ● 官民連携による賃貸住宅整備の検討 ● 官民連携による住宅造成地の検討 ● 新たな住宅造成地の検討 ● 子育て・将来世代への住宅取得費補助の検討	企画財政課 建設環境課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
転入者数	129 人	125 人	企画財政課
空き家バンクを通じて成約した空き家数	19 件 (H26～30 年度累計)	25 件 (R2～6 年度累計)	

※12 U I J ターン

地方圏への移動パターン。U ターンは都市等に就学・就職していた人がふるさとに戻り暮らすこと、J ターンは出生地には戻らずその地方の中核都市等に戻り暮らすこと、I ターンは都市等出身者が地方圏に就職・転職すること。

主要施策2 村の魅力に触れてもらい、移住へつなげる観光施策を推進します



現 状 ・ 課 題

近年、わが国は、訪日外国人が増加傾向にあり、平成 30 年の訪日外国人旅行者数は 3,000 万人を超えています。また、日本人の国内宿泊旅行、国内日帰り旅行者数はいずれも毎年延べ 3 億人前後で推移しています。このような状況の中で、国内外の旅行者を農村部に呼び込み、農村地域ならではの伝統的な生活体験と地域の人々との交流を楽しむ「農泊」が進められています。

本村では、観光レクリエーション施設を中心として観光振興を図るとともに、村の施設・資源を活用した滞在型体験プログラム^{※13}を構築し、滞在型観光の推進に取り組んでいます。一方、宿泊を伴う観光客の来村が少なく、村内での観光客の宿泊者数の増加へ向けた取組が求められています。

今 後 の 方 向 性

本村の豊かな自然環境や農産物、観光レクリエーション施設等、あらゆる地域資源を活用した観光事業を行い、村の活性化や交流人口の増加、本村への移住・定住へつなげます。

また、観光振興のための P R や村外に対する情報発信、人材育成、朝日村観光協会や関係組織等との連携の強化を図ります。

主 な 取 組

1 体験・滞在型観光の振興

観光客に本村の魅力に触れ、知ってもらうことで、移住・定住につなげることを目的とした、体験・滞在型観光の振興を図ります。

内 容（具体策）	担当課
- 滞在型体験プログラムの構築・推進 - 交流人口拡大へ向けた、滞在型観光や農泊事業の推進 - 観光施設を活用した合宿等の受入れの検討	産業振興課

※13 滞在型体験プログラム

朝日村観光協会が行っているプログラムで、1 箇所に滞在し、静養や体験型を始めとしたレジャーや、周辺の観光を楽しむ計画のこと。

2 観光振興のための取組の推進

観光の振興により、村の活性化や交流人口の増加、移住・定住につなげられるよう、情報発信や、施設の管理・運営及び観光の担い手となる人材の育成等に取り組みます。

内 容（具体策）	担当課
● 観光レクリエーション施設の利用促進 ● ホームページやパンフレット等による情報発信 ● 観光協会への支援 ● 観光客のニーズを踏まえた、観光施設の管理・運営 ● 観光資源の掘り起こしと人材の育成 ● 広域連携による観光イベントの実施 ● 農業・林業分野と一体化した観光の促進	産業振興課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
村施設利用者数	34,052 人	35,000 人	産業振興課
村施設宿泊者数	5,793 人	6,500 人	
滞在型体験プログラムの参加者数	48 人	100 人	

一人一人が活躍できる村をつくります

[重点目標 3]

村の産業振興と村民の雇用確保

主要施策1 農産物の安定生産や多角化経営をめざした農業振興を行います



現 状 ・ 課 題

国では、少子高齢化や人口減少により、農業従事者の高齢化や後継者不足等が深刻な問題となっています。また、近年、気候変動や外国産農産物の輸入等により、国内産の農産物の出荷量は減少傾向にあります。

本村は、豊かな自然環境を有し、灌漑設備等が整備されてきたことで、農業を基幹産業として発展してきました。特に、冷涼な気候を生かして栽培されているレタス、キャベツ、はくさい等の高原野菜は有名で、県内有数の生産地となっています。しかしながら、全国的な傾向と同様に、高齢化や後継者不足等により、農業従事者は減少傾向にあります。また、農業従事者の生産規模の拡大により、優良農地と人材の確保が求められています。

今 後 の 方 向 性

安定的に高品質な農産物を生産することができるよう、農地保全の推進や生産基盤の整備、有害鳥獣駆除対策等を進めます。また、農地の集約化と担い手の確保等により、生産性を高めるとともに、官民連携による生産・流通・販売基盤の強化、消費拡大のための取組を推進します。



レタス、キャベツ等の高原野菜の栽培

主 な 取 組

1 農地保全の推進

品質の高い農産物をより多量に収穫することができるよう、農地保全や農地の集積・集約化に取り組みます。

内 容（具体策）	担当課
● 農業振興地域整備計画※14に基づいた農地保全の推進 ● 遊休荒廃農地※15の実態把握と解消対策、有効利用の促進 ● 長野県農地中間管理機構と連携した農地の集積・集約化の促進 ● 「人・農地プラン※16」実質化の推進	産業振興課

2 後継者及び新規就農者等の育成・支援

農業従事者の後継者や新規就農者の確保を進めるとともに、後継者や新規就農者が円滑に営農することができるよう、育成・支援する体制を強化します。

内 容（具体策）	担当課
● 認定農業者等、担い手の育成支援 ● 就農前の相談と就農後の技術・経営の多角的な支援 ● 親元就業支援の検討 ● 繁忙期や人材不足による労働力確保のための援農支援 ● 農業研修生の受け入れ体制の構築 ● 農業経営安定のための支援（野菜価格安定基金積立金補助） ● 退職後の農業従事者等、新たな担い手の支援 ● 官民連携による新規就農者育成体制の検討	産業振興課

※14 農業振興地域整備計画

優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画のこと。

※15 遊休荒廃農地

遊休農地とは、農地法において定義されている用語で、次のいずれかに該当するもの。(ア)現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。(イ)その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。

荒廃農地とは、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

※16 人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方等を明確化し、市町村により公表するもの。

3 農業生産基盤等の整備

農作業を円滑にかつ効率的に進めることができるよう、農業生産基盤等の整備を進めます。

内 容（具体策）	担当課
● 農道や農業水利施設等の整備と維持・管理 ● 圃場整備の推進 ● 防災重点ため池の安全対策の推進 ● 多面的機能支払交付金^{※17}を受ける活動組織の拡充・支援	産業振興課

4 農業多角化経営への支援

6次産業化等、農業経営の多角化に対し支援を行い、活力ある農業の振興を図ります。

内 容（具体策）	担当課
● 6次産業化をめざす農業従事者や団体への支援 ● 農産物のブランド化の研究 ● 朝日アグリ・チャレンジセンター^{※18}への支援 ● スマート農業^{※19}を活用した農作業の省力・軽労化等の推進	産業振興課

5 安全・安心及び環境に配慮した農業の推進と土壌の保全

農作物の連作障害を防止するため、定期的な圃場の巡回や、土づくりや栽培方法、作付体系等の研究を推進します。また、土壌の風食、砂塵を防止するため麦の播種を推進し、土壌の保全のための取組を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 県や農業関連団体と連携した、土づくりや栽培方法、作付体系等の研究 ● 農地の維持を目的とした「農地ホスピタル事業^{※20}」への支援 ● 県や農業関連団体と連携した、風食防止や砂塵対策の推進	産業振興課

※17 多面的機能支払交付金

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進すること。

※18 朝日アグリ・チャレンジセンター

朝日村の農業支援を多角的に担う拠点であり、村の農業が抱える多くの課題に取り組み、あわせて将来を見据えた試験的な事業にも取り組む組織。

※19 スマート農業

ロボット技術や ICT（情報通信技術）を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

※20 農地ホスピタル事業

農地保全と葉野菜類の連作障害対策・生産量の維持対策を実施すること。

6 地産地消※21の推進

村民や来村した観光客に村内産の新鮮な農産物を販売し、食べてもらうことで、生産者の収益の向上を図るとともに、農産物のPRにつなげます。

内 容（具体策）	担当課
● 保育園や小学校への村内産農作物の提供 ● 農業関連団体や商工事業者と連携した、村内産農作物の消費拡大 ● 「やさいバス※22」や直売所を活用した農作物の販路拡大 ● 村内加工所、農業活性化施設を拠点とした農業体験の実施	産業振興課

7 有害鳥獣駆除対策の推進

有害鳥獣等による農作物への被害を防止するため、有害鳥獣駆除や鳥獣防護柵、緩衝帯の整備、有害鳥獣に強い農産物の研究を進めます。

内 容（具体策）	担当課
● 猟友会等と連携した有害鳥獣被害の抑制 ● 鳥獣防護柵や緩衝帯の整備 ● 狩猟者の確保・育成の支援 ● 有害鳥獣に強い農産物の研究	産業振興課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
認定農業者数	141 人	140 人	産業振興課
新規就農者数（年間増加数）	2 人	2 人	
農地の中間管理権設定面積	28ha	38ha	
援農事業（サポーター・農家）の登録件数	27 件	50 件	
保育園「朝日食材の日」の給食回数	12 回	16 回	住民福祉課 教育委員会

※21 地産地消

地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること。

※22 やさいバス

野菜の売り手（生産者）が“バス停”に野菜を出荷し、買い手（飲食店、小売店等）が野菜をバス停まで取りに行く地域共同配送システム。

主要施策2 森林の保全と資源の活用を推進します



現 状 ・ 課 題

森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止や木材等林産物の供給等、多面的な機能を有しており、その発揮を通じて生活に様々な恩恵をもたらしています。

本村の面積の約 87%は山林で、樹齢 60 年を超えた人工林が主伐期を迎え、有効な資源として活用する時期を迎えてきています。

しかし、少子高齢化と人口減少が予測される中、今後の木材需要を見込むのは困難であり、地域の森林資源をどのように生かした産業に繋げていくかが課題となっています。

また、森林整備や林道網の整備等、森林資源の維持や森林の持つ公益性・多面的機能を発揮させるための整備を計画的に推進していくことが求められています。

今 後 の 方 向 性

森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるために、計画的な森林整備に取り組みます。

また、官民連携による森林の利活用の研究や担い手の育成、林道等の基盤整備を計画的に進め、次世代への継承を図ります。

さらに、村内産の木材の活用を進めるとともに、森林と触れ合う機会を設け、森林に親しむための取組を行います。

主 な 取 組

1 森林整備の推進

計画的な森林整備、里山整備を進めるとともに、県等と連携し、間伐事業や松くい虫対策を推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 森林経営管理制度に基づき、県の森林整備事業（森林づくり県民税）等を活用した里山や私有林整備の促進 ● ゾーニング※23による計画的な森林整備等の推進 ● 森林環境譲与税※24の活用による森林整備の推進 ● 県との連携による、保安林※25間伐事業等の推進 ● 県や近隣自治体と連携した、松くい虫対策の実施 ● 林道等の基盤整備の実施	産業振興課

2 森林資源の活用

カラマツ等の村産材について、情報発信や販路拡大に向けた取組を推進し、利活用を図ります。また、木材や特用林産物の生産・利用する企業の誘致や人材の確保を進めます。

内 容（具体策）	担当課
● 公共施設への村産材の積極的な利活用 ● 樹種や用途にこだわらない、村産材の利活用の検討 ● カラマツ等の利活用の研究 ● 間伐材を中心とした木材資源の多角的利用（炭・薪・燃料・建築材料）の推進と生産体制の研究 ● 特用林産物（しいたけ、まつたけ、炭等）の生産振興と基盤整備の推進	産業振興課

※23 ゾーニング

都市計画等で、各地域を用途別に区画すること。

※24 森林環境譲与税

森林現場の課題に早期に対応する観点から、「森林経営管理制度」の導入に合わせて平成31年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されるもの。

※25 保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林のこと。

3 森林と触れ合う機会の提供

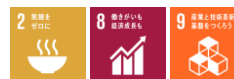
森林の整備等を通じ、村民同士や企業、村外の人が交流する機会や場を設けることで、本村の豊かな資源である森林の周知や有効活用につなげます。

内 容（具体策）	担当課
企業や土地所有者との交流をあわせた森林整備の促進 森林を活用した体験・交流の促進	産業振興課

KPI

指 標	基準値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 6 年度）	担当課
村有林及び民有林が整備された面積	5.8ha	30.0ha	産業振興課

主要施策3 生産から製造、販売まで有機的に連携した商工業振興を行います



現 状 ・ 課 題

本村は、中央自動車道長野線の塩尻インターチェンジ・塩尻北インターチェンジに近く、首都圏・中京圏・北陸地方へのアクセスが優れています。このような利点を生かし、古見原工業団地、原新田工業団地の整備や企業の誘致を進めており、製造品出荷額は増加傾向にあります。一方で、住民の経済活動は近隣の都市部へ広がる傾向にあり、村内の商業の活力向上が課題となっています。

今 後 の 方 向 性

村内産業が活性化するため、創業支援や事業者の経営強化への支援に取り組みます。

また、商工業の活力向上を図るため、村内購買率を高める取組を推進します。

さらに、企業誘致を進め、村民の雇用機会の拡大と安心して働ける環境づくりに取り組みます。

主 な 取 組

1 地場産業の活性化

村内の商工業者に対し、村内購買率の向上へ向けたプレミアム付商品券の発行や、資金の貸付等を行い、地場産業の活性化を図ります。

内 容（具体策）	担当課
● プレミアム付商品券の発行 ● 村内経済活性化のための住宅改修費の助成 ● 経営安定のための中小企業金融対策の実施 ● 中小企業金融安定化特別保証制度※26の啓発 ● 朝日村商工会事業に対する助成	産業振興課

※26 中小企業金融安定化特別保証制度

金融環境の変化や取引金融機関の破綻等により、事業資金の調達に支障を来している中小企業者に対して、資金の融通を円滑にするための特別な債務保証。

2 特産品のブランド化の推進

本村の特産品・加工品に関する情報発信や、販売・展示する機会や場の提供、開発に取り組む事業者の育成・支援等、特産品・加工品のブランド化を推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 朝日村の特産品（高原野菜、木製家具等）の魅力を伝えるパンフレット等の作成 ● 朝日村の特産品等の展示・販売 ● 特産品や加工品の開発に取り組む事業者の育成・支援	産業振興課

3 企業誘致、起業等の促進

村民の雇用の創出や本村の税収の確保を図るため、企業誘致や起業等の促進に取り組みます。

内 容（具体策）	担当課
● 朝日村国土利用計画に基づく企業誘致の検討 ● 地域おこし協力隊の起業・定着の支援 ● 企業立地助成制度※27の啓発 ● テレワーク※28を活用した雇用機会創出の検討 ● 親元就業支援金の検討	産業振興課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
製造品出荷額	102 億円	110 億円	産業振興課
地域おこし協力隊の起業・定着	0 人	3 人	

※27 企業立地助成制度

一定の要件を満たす設備投資を行う際に、行政から設備投資や雇用等に対する助成を受けることができる制度。

※28 テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

〔 重点目標 4 〕

特色のある教育・生涯学習の充実

主要施策1 未来の村を担う子どもたちの生きる力を育む教育を行います



現 状 ・ 課 題

少子高齢化や人口減少、情報化、国際化の進展等といった近年の社会構造の変化や、家庭や地域の変化、保護者の価値観の変化に伴い、学校教育に対するニーズは多様化・高度化しています。また、学習指導要領の改訂により、子どもたちが未来を切り拓く力を育むための方針が示される等、教育のあり方についても、全国的に大きな変革の時期を迎えています。

本村では、村の豊かな自然や地域資源を利用した、多様な体験学習の充実や、幼児期から英語に触れる機会の充実、地域住民や児童・生徒が交流し、知識、知恵を学ぶ機会の充実、保育園や小学校における支援員の配置等、特色ある教育を推進してきました。今後は、科学・スポーツ等、子どもたちが変化する時代をたくましく生き抜くための力を育んでいく必要があります。

今 後 の 方 向 性

豊かな自然に恵まれた中で、子どもたちの心身の健全な発達や自ら学び、考え、解決するための学力・能力の向上のための取組を進めます。また、将来、本村で活躍することができる人材となるよう、郷土愛を育む教育を行います。



地域連携事業「ふるさと道場」

主 な 取 組

1 未来を切り拓く学力の向上

本村の子どもたちが将来、社会で活躍する人材へ成長することができるよう、学習習慣と基礎学力の定着のための取組を行うとともに、現代社会で求められている英語やプログラミング等の教育を推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 公共施設における学習スペースの確保・提供 ● 学習習慣と基礎学力定着のため学習教室等の取組を検討 ● 授業の質の向上 ● I C T※29を活用した教育の推進 ● 英語やプログラミング学習の推進 ● 大学等進学のための支援（利子補給） ● 大学等進学のための新たな支援の検討	教育委員会

2 豊かなところと健やかな身体の育成

本村の子どもたちが変化する多様な時代を生き抜く力を身に付けられるよう、他人を思いやる温かなところを育み、たくましい体力を増進させるための取組を推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 道徳教育、人権教育の推進 ● 体力や運動能力向上のための取組の実施 ● 食育の推進 ● 自校給食の提供 ● 芸術・文化に親しむ教育の推進 ● 家庭の教育力向上のための情報提供や研修・講座の開催	住民福祉課 教育委員会

※29 I C T

「Information and Communication Technology」の略。情報・通信に関する技術の総称。

3 郷土愛を育む教育の推進

本村で成長した子どもたちが郷土に愛着をもち、将来、本村で活躍することができる人材となるよう、郷土愛を育む教育を推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 保育園・小学校における特色のある独自プログラムの展開 ● 地域と連携した教育（文部科学省型コミュニティスクール）の推進 ● 地元大学等と連携した教育・研究フィールドの提供 ● 本村の豊かな自然や歴史、伝統文化や文化財に関する体験学習の実施	教育委員会

4 支援を必要とする児童・生徒への支援

支援を必要とする児童・生徒も自立し、社会へ参画することができるよう、不登校やいじめ等の悩みを抱える児童・生徒や保護者に対する支援や、特別支援教育の充実等を図ります。

内 容（具体策）	担当課
● 学校、地域、関係機関が連携した、不登校やいじめ等の悩みを抱える児童・生徒や保護者に対する支援 ● 適応支援員^{※30}による児童・生徒の特性に応じた、適切な指導及び支援 ● 中間教室^{※31}の実施 ● 特別支援教育支援員^{※32}の配置	教育委員会

※30 適応支援員

配慮の必要な子どもへの支援や、保護者に対する支援（ペアレントトレーニング等）を計画・実施し、また外部機関と連絡連携対応を行う者。

※31 中間教室

登校できない状態にある児童・生徒が通うことができる施設。朝日村では、子育て支援センター「わくわく館」に設置している。

※32 特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童・生徒に対し、学習活動上のサポートを行う人。

5 安全・安心で信頼される学校づくり

子どもたちが安心して学校で学ぶことができるよう、学校施設の維持・修繕や、学校運営への保護者、地域住民の参画を行う等、教育環境の整備を進めます。

内 容（具体策）	担当課
● 登下校時の見守りやこどもを守る安心の家※33等、通学路の安全確保 ● 保護者や地域住民が関わる学校運営 ● 学校評価や学校評議員制度※34を活用した学校教育の向上 ● 学校施設の維持・修繕等、教育環境の改善や安全性の確保 ● 防災教育や訓練の推進	教育委員会

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
中学生の学習教室利用者数	0 人	20 人	教育委員会
コミュニティスクールに関わったボランティア数	41 人	60 人	
朝日小学校に対する満足度	89.5%	90.0%	
保育園と地域が連携して実施した事業の数 (山・川あそび、もちつき等)	5 事業	10 事業	
小学校と地域が連携して実施した事業の数 (ふるさと道場、みどりの少年団等)	9 事業	10 事業	

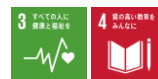
※33 こどもを守る安心の家

子どもが身の危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める家のこと。

※34 学校評議員制度

学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、地域住民の学校運営への参画のしくみを新たに制度的に位置づけるもの。

主要施策2 誰もが生涯にわたって学び続けられる環境をつくります



現 状 ・ 課 題

生涯学習活動は、生きがいや活力のある生活をもたらすものです。個々の興味、関心、能力、目的に応じた多様な活動は、個性や多様性を育み、自分らしい人生を送る上で礎となります。

本村では、「朝日村生涯学習基本構想」に基づき、誰もが生涯にわたり学び続けられるための環境づくりや基盤整備に取り組んできました。村内には「村立朝日図書館」や「縄文むら」「朝日村歴史民俗資料館」「朝日美術館」等、多数の社会教育施設があり、施設を活用した生涯学習活動が求められています。さらに、公民館事業を取り巻く環境の変化により、事業のあり方について検討が求められています。

今 後 の 方 向 性

誰もが気軽に生涯学習活動に参加することができるよう、生涯学習に関する周知・啓発や地域で学ぶ場や機会の提供を行い、社会教育施設・社会体育施設の利用促進に向けた取組を行います。また、社会教育委員^{※35}、公民館運営審議会^{※36}により公民館事業のあり方について検討します。



朝日村・松本山雅調印式

※35 社会教育委員

「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うことで、社会教育に関して教育委員会に助言を行う役割を果たす人。

※36 公民館運営審議会

館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議する機関。

主 な 取 組

1 生涯学習の推進

誰もが生きがいや活力のある生活を送ることができるよう、生涯に渡り学び続けられる環境づくりを行います。また、生涯学習を行う場や機会の整備、充実を図ります。

内 容（具体策）	担当課
● 「朝日村生涯学習基本構想」の見直し ● 多彩な教室・講座等の開催 ● 本村の自然や施設、人材の活用による、幅広い学習機会の提供 ● 文化、スポーツ団体に対する支援 ● 青少年健全育成事業の推進 ● 公民館分館に対する助成 ● 社会教育委員、公民館運営審議会の開催 ● 公民館本館行事及び分館役員の見直し	教育委員会

2 文化・芸術の振興

村内の文化財や本村の文化・芸術に触れる機会の充実や、朝日美術館における展示等により、村民の文化・芸術活動を推進するとともに、文化財や文化・芸術の保護、継承へつなげます。

内 容（具体策）	担当課
● 文化財の保護 ● 本村の歴史や文化財の活用 ● 文化財の継承のための取組の推進 ● 朝日美術館における、定期的な展覧会の開催 ● 村民の創作活動発表の場の提供 ● 文化講演会の開催	教育委員会

3 図書館の充実

「村立朝日図書館」において、図書の整備や充実、本にまつわる講座やイベントの企画を開催することで、村民の読書活動を推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 住民ニーズに応じた資料・図書の整備・充実 ● 本にまつわる講座やイベントの企画 ● 村外の図書館等と連携した、図書の相互貸借 ● 「子ども読書活動推進計画」の取組	教育委員会

4 スポーツや運動の充実

プロサッカーチームのホームタウン活動やスポーツ・運動に取り組む場、機会の充実により、青少年健全育成や村民の健康づくりを促すとともに、村民同士や村外との交流につなげます。

内 容（具体策）	担当課
● 松本山雅 F C と連携したスポーツ活動の実施 ● スポーツや運動機会の提供 ● スポーツを通じた、青少年健全育成や健康づくり等の実施 ● 時代に即した体育行事の検討実施	教育委員会

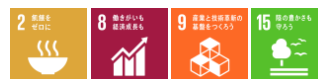
K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
公民館・体育施設を利用している自主学習活動団体数	37 団体	40 団体	教育委員会
生涯学習講座数	16 講座	20 講座	
生涯学習受講者数	466 人	500 人	
各種スポーツ大会参加者数	596 人	600 人	
図書館の貸出冊数	12,500 冊	12,800 冊	
美術館の入館者数	3,000 人	3,200 人	

[重点目標 5]

誰もが活躍できる社会環境づくり

主要施策 1 高齢になっても自分らしい生活や活躍ができる社会環境をつくります



現 状 ・ 課 題

国では、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年へ向け、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム^{※37}の構築・深化のための取組を進めてきました。さらに、令和元年 6 月に「認知症施策推進大綱」が閣議決定され、認知症の発症予防や、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざす方向性が示されています。

本村では、「朝日村老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の介護予防・重度化防止のための取組や介護保険サービスの提供等を推進してきました。今後は、全国的な傾向と同様に、生産年齢人口の減少、後期高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の地域社会への参画や、介護保険サービスの適切な運営、認知症施策の推進等が求められています。

今 後 の 方 向 性

「朝日村老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の健康づくりや介護予防・重度化防止をより一層推進するとともに、高齢者の主体的な活動を支援するしくみづくりを行います。

また、介護給付の適正化により、質の高い介護保険サービスの円滑な提供を行うとともに、介護保険の適切な運営を行います。

さらに、地域における認知症施策をより一層推進し、認知症になっても住み慣れた地域で生活を送ることができる村をめざします。

※37 地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

主な取組

1 地域包括ケアシステムの構築・深化

年齢に関わらず誰もが住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・深化を図ります。また、支援を必要とする高齢者のニーズに応じた適切な支援や、健康寿命の延伸へ向けた介護予防事業^{※38}を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 「朝日村老人福祉計画及び介護保険事業計画」の推進 ● 介護予防・日常生活支援サービスの提供 ● 介護予防事業の推進 ● 地域包括支援センター^{※39}における相談支援等の機能強化 ● 地域ケア推進会議^{※40}・個別会議による関係機関等との連携 ● 家庭介護者支援事業^{※41}の実施 ● 在宅医療と介護保険サービスの一体的な提供 ● 地域の支え合い等生活支援体制の整備 ● 緊急電話の設置や配食サービス^{※42}（おたっしや弁当）の実施等、高齢者の生活支援 ● 認知症高齢者が生活できる支援体制づくり ● 認知症初期集中支援事業^{※43}の推進 ● 認知症高齢者等の見守り体制の整備 ● 認知症サポーター^{※44}養成講座の開催と育成	住民福祉課

※38 介護予防事業

本村では、「さあ、えべや！」（方言で一緒に行こうよ）という願いを込め、多くの方が気軽に立ち寄れるように居心地の良い空間づくりをめざし、健康長寿や生きがいを目的とした各種講座を開催している事業。

※39 地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことで、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

※40 地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行う場として設置される会議。

※41 家庭介護者支援事業

家族介護者（高齢者を在宅で介護している家族）が、日頃介護をしている中で困難に感じていることについて、ホームヘルパー等がわかりやすくアドバイスし、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図る事業。

※42 配食サービス

概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、老衰、心身の障がい及び疾病等の理由により食事の調理が困難な者に対し、食事を配食するサービス。

※43 認知症初期集中支援事業

地域での生活が可能な限り維持できるようにするため、発病後できる限り早い段階で、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を複数の専門職が訪問し、アセスメントや家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う事業。

※44 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、温かい目で見守ることのできる地域住民のこと。

2 介護保険サービスの適切な運営

介護保険サービスの提供体制の整備や質の向上を図ります。また、介護保険サービスの需要量、供給量を考慮し、適切な保険料を設定するとともに、介護給付の適正化や収納率の向上のための取組を進め、介護保険サービスの適切な運営を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 介護保険サービスの提供体制の整備 ● 介護保険サービスの質の向上 ● 介護保険サービス利用の適正化と保険料の収納率向上	住民福祉課

3 高齢者の社会参画の促進

高齢者がいつまでも自分らしく元気に生活を送ることができるよう、社会参加や生きがいづくりの促進、就労支援等を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 生涯現役の社会参加や生きがいづくりの促進 ● 塩尻地域シルバー人材センター等と連携した、高齢者の就労支援	住民福祉課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
地域サロン開催数	58 回	60 回	住民福祉課
オレンジカフェ・シニアランチ開催数	12 回	20 回	
介護予防教室の参加者数	2,857 人	3,500 人	
地域ケア会議の開催数	6 回	12 回	
認知症サポーター受講者数	424 人	530 人	
在宅介護率	70.4%	75.0%	
介護保険サービスの適切な運営による ケアプラン点検数	5 件	10 件	

主要施策2 障がいに関わらず自分らしい生活や活躍ができる社会環境をつくります



現 状 ・ 課 題

国では、国連総会において採択された障害者権利条約への批准や、「障害者基本法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の制定や改正等、障がいのある人への支援施策が進められています。また、令和2年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、障がいのある人自身の意思決定に基づいた生活や社会参加の実現へ向けた機運の高まりが見られます。

本村では、「朝日村障害者福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立へ向けた支援や障害福祉サービスの提供等を推進してきました。今後は、生産年齢人口の減少や高齢化の進行が見込まれる中、障がいのある人を介護・支援する人の減少や高齢化が進むことが予測されており、支え手のマンパワーの不足が懸念されています。

今 後 の 方 向 性

「朝日村障害者福祉計画」に基づき、障がいのある人一人一人の特性に応じた支援を行います。また、障害福祉サービスを円滑に提供できるよう、提供体制の整備を進めます。さらに、障がいのある人も自分らしく地域で生活を送ったり、社会で活躍することができるよう、障がいのある人への就労支援や村民に対する障がいへの理解促進、合理的配慮へ向けた取組等を行います。



お食事処森のこびと（就労継続支援 B 型事業所）

主 な 取 組

1 障がいのある人の自立や自分らしい生活の実現へ向けた支援の充実

障がいのある人一人一人の特性に応じ、障害福祉サービスの提供や就労支援、外出支援の充実等、自立や自分らしい生活の実現へ向けた支援の充実を図ります。

内 容（具体策）	担当課
● ソーシャルワーカー※45等、専門職による相談窓口の充実 ● 障害福祉サービスの提供体制の整備 ● 障がいのある人のライフステージに応じた切れ目のない支援の充実 ● 障がいのある人に対する就労支援や外出支援等の充実 ● 松本圏域自立支援協議会における基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点の整備 ● 自立支援給付事業※46の推進 ● 重度心身障がい者家族介護慰労手当の支給 ● 障がい者団体への支援	住民福祉課

2 障がいのある子どもに対する支援の充実

障がいのある子どもも健やかに成長することができるよう、教育委員会と連携を図り、障がいのある子どもに対する療育、保育、教育の充実を図るとともに、支援体制の整備を進めます。

内 容（具体策）	担当課
● 障がいのある子どもに対する療育、保育、教育のための支援体制の整備 ● 障がいのある子どもの放課後一時預り等の支援	住民福祉課 教育委員会

※45 ソーシャルワーカー（ソーシャルワーク）

ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることをめざしていくこと。ソーシャルワーカーはソーシャルワークを行う人を指す。

※46 自立支援給付事業

障がい者及び障がい児が、その有する能力を活用し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、介護給付、訓練等給付、サービス利用計画作成費の支給、自立支援医療費の支給、補装具費の支給等を行う事業。

3 差別の解消や合理的配慮の推進

障がいのある人一人一人が尊重され、自分らしく日常生活を送ることができるよう、差別の解消や合理的配慮の推進へ向けた取組を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 松本圏域障害者差別解消協議会との連携 ● 村民に対する障がいへの理解促進 ● こころと身体のバリアフリー及び就労支援等、合理的配慮へ向けた取組の推進 ● 障がいのある人の人権尊重、権利擁護	住民福祉課

4 保健医療体制の充実

障がいのある人が適切な支援を受けることができるよう、保健医療体制の充実を図ります。

内 容（具体策）	担当課
● 医療費助成制度の充実 ● 医療費助成制度の周知、適正な受診に関する啓発	住民福祉課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
障がいのある人の一般就労への移行者数	0 人	2 人	住民福祉課
障がいのある人の日中活動系サービス※ ⁴⁷ の利用者数	36 人	40 人	

※⁴⁷ 日中活動系サービス

障がい者に対し、施設等で昼間の活動を支援するサービス。

主要施策3 誰もが人権が尊重され、自分らしく活躍できる社会環境をつくります



現 状 ・ 課 題

人権は誰もが生まれながらにして持っている権利です。一人一人の村民がかけがえのない個人として尊重されなければなりません。

近年、性別や障がいの有無、同和問題等に加え、インターネットによる人権侵害や、こころと身体の性が一致しない人に対する人権侵害、ヘイトスピーチ等が大きな問題となっています。

また、近年、女性の社会参加が進み、男女共同参画や女性活躍の推進に対する意識の高まりがみられます。しかしながら、仕事・家事・子育てによる女性の負担が増えており、男性の家庭への参画やそのための環境、制度の整備が求められています。

すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、あらゆる視点からの基盤整備が求められています。

今 後 の 方 向 性

人権に関する情報の周知・啓発を行うとともに、村民に対する人権教育を実施します。

また、あらゆる人権問題に対応することができるよう、関係部署・関係機関等との連携を図ります。

男女共同参画や女性活躍の推進、DV防止に関する取組を推進するとともに、職場等における働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進します。

主 な 取 組

1 人権・男女共同参画に関する周知・啓発の実施

誰もがかけがえのない個人として尊重される村の実現に向け、村民に対し、人権や男女共同参画に関する周知・啓発等を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 男女が能力・個性を発揮できる社会を推進するため、「男女共同推進計画」の策定 ● 村内の企業、団体等に対する、人権や男女共同参画に関する情報の提供 ● 住民が主体的に取り組む啓発活動への支援	総 務 課

2 人権教育や男女共同参画に関する教育の推進

学校等において、人権教育や男女共同参画に関する教育を推進し、人権や男女共同参画に対して理解を深め、他人を思いやることを育みます。

内 容（具体策）	担当課
● 差別をなくし人権を擁護する推進協議会の開催 ● 学校における、人権教育の推進 ● インターネット上の人権や情報モラル※48に関する教育の実施 ● 公民館活動における人権学習会の開催	総 務 課 住民福祉課 産業振興課 教育委員会

3 相談支援体制の整備

人権問題を解決することができるよう、関係部署や関係機関、関係団体等との連携を図り、人権相談の実施を進めます。

内 容（具体策）	担当課
● 人権に関する相談窓口の設置や人権相談の実施	総 務 課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
法律または条例により設置されている審議会等における女性の登用率	11.6%	20.0%	総 務 課
人権講演会の参加者数	40 人	50 人	

※48 情報モラル

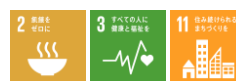
情報化社会で適切に活動するための倫理のこと。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道德上の規範を指す。

安心して暮らし続けられる村をつくれます

[重点目標 6]

安心して自分らしく健康に暮らし続けられるしくみづくり

主要施策 1 保健・医療が充実し、誰もが健康でいきいきと暮らせる環境をつくれます



現 状 ・ 課 題

わが国は、生活環境の改善、医療の発展により、世界有数の長寿国となりました。一方で、生活習慣の変化・多様化により疾病全体に占める悪性新生物、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病^{※49}の割合が増加しています。

本村では、「朝日村健康づくり計画」に基づき、村民の健康づくりを推進してきました。健康づくりに関する講座や教室等の開催等を通じた村民への啓発等により、脳血管疾患（アポプレキシー）の減少がみられる一方、特定健診^{※50}・がん検診の未受診や、健康づくり活動への参加促進が課題となっています。

また、本村では、保健・医療機関や従事者の不足が課題となっています。アンケート調査では、朝日村から移転したい理由として、医療機関への通院の不便さを挙げる人が 44.9% となっており、医療機関の充実や通院のための公共交通の充実が求められています。

今 後 の 方 向 性

朝日村健康づくり計画の推進により、村民の健康増進を図ります。特に、生活習慣病の予防、重症化防止のため、特定健診・がん検診の受診を促します。

また、村民が取り組みやすい健康づくり活動の普及・啓発を進め、村民の主体的な健康づくり活動を促します。

保健・医療については、近隣自治体の医療機関等と連携し、保健・医療提供体制の充実を図ります。

※49 生活習慣病

不適切な食生活、運動不足、喫煙等で起こる病気のこと。

※50 特定健診

日本人の死亡原因の約 6 割を占める生活習慣病の予防のため、40 歳から 74 歳までの人を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査のこと。

主な取組

1 心身の健康づくりの推進

誰もが生涯健康で暮らし続けることができるよう、ライフステージに応じた心身の健康づくりや特定健診・がん検診の受診を推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 生活習慣病予防のための住民活動・学習の支援 ● 朝日村健康づくり計画、国保データヘルス計画^{※51}の策定、推進 ● 各種健診（特定健診・がん検診等）の受診勧奨 ● 保健指導の実施 ● 人間ドックの助成 ● 健康村活動（ウォーキング）や健幸ポイント事業^{※52}等、村民が健康づくりに取り組みやすいしくみづくり ● アルコール・喫煙が身体に与える影響に関する啓発 ● 禁煙の啓発 ● 公共機関における敷地内禁煙の徹底等による受動喫煙^{※53}防止 ● 歯・口腔の健康に関する啓発 ● 定期歯科検診の受診勧奨等の実施 ● 村民のこころの健康づくりの推進 ● 気軽に相談することができる窓口の周知・機能強化 ● 自殺対策のための関係機関等との連携強化	住民福祉課

2 食育の推進

食育に対する意識を高め、食を通じた健康づくりや村民同士のコミュニケーション等を促進します。

内 容（具体策）	担当課
● 適切な食習慣や栄養バランスに関する普及・啓発 ● 共食^{※54}の推進 ● 地産地消の推進と食文化の継承	住民福祉課

※51 国保データヘルス計画

「日本再興戦略」において定められており、すべての健康保険組合がレセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のために策定する事業計画。

※52 健幸ポイント事業

健診の受診や健康づくりに関するイベントへの参加等でポイントが付与され、集めたポイントに応じ、特典や商品と引き換えができる事業。

※53 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙や蒸気にさらされること。

※54 共食

家族や友人等誰かと食事を共にすること。

3 感染症対策の推進

感染症に関する情報の積極的な発信を行うとともに、予防接種の推進を図り、村内での感染症の蔓延を防ぎます。

内 容（具体策）	担当課
● 予防接種の推進 ● インフルエンザ等感染予防対策の実施	住民福祉課

4 保健・医療提供体制の充実

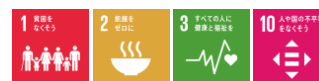
村民が医療機関に受診しやすい体制づくりと、緊急時や重症の際に適切な医療を受けることができるよう、近隣市町村の保健・医療機関と連携し、救急・専門医療を提供します。

内 容（具体策）	担当課
● 広域連携による救急・専門医療提供体制の維持 ● 医師の確保 ● 災害時等における松本医療センターと医療提供体制の維持 ● 災害時の看護師等、医療専門職の確保 ● 朝日村地域包括支援センター等、保健・医療・福祉の各分野の関係機関との連携 ● 妊娠・出産期、乳幼児期から高齢期まですべての年代に対応した健康づくりの推進	住民福祉課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
特定健診受診率の上昇	53.1%	60.0%	住民福祉課
胃がん検診受診率（ドックを含む）	15.0%	20.0%	
肺がん検診受診率（ドックを含む）	37.0%	40.0%	
大腸がん検診受診率（ドックを含む）	27.0%	30.0%	
医師の確保	3 名	3 名	
災害時の看護師等の登録人数	0 名	10 名	

主要施策2 誰もが共に支え合う「地域共生社会」をめざします



現 状 ・ 課 題

国では、高齢者や障がい者、乳幼児・児童に対し、社会全体で支援を行うことができるよう、公的な制度の整備や支援を行うためのしくみづくりを進めてきました。一方、近年では、地域とのつながりが希薄化し、地域住民同士で支え合う場面や機会が減少していることに加え、8050問題、ひきこもり、生活困窮者、自殺者の顕在化等、従来の縦割りの制度や役割分担では対応が難しい課題も表面化しています。このようなあらゆる課題に対し、住民をはじめとした地域のあらゆる主体が「我が事」として地域社会に参画し、世代や分野の縦割りを超えて「丸ごと」つながることで、住民同士が支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されています。

本村では、少子高齢化や人口減少により地域の支え手が減少する中、アンケート調査では、区や地区の活動に現在参加している割合が41.3%となっています。また、区や地区の活動に参加を希望しない主な理由として、時間がないことを挙げる人が38.5%となっており、多忙な中でも気軽に参加することができる活動内容の検討や、助け合い、支え合いのしくみ・環境づくりが求められています。

今 後 の 方 向 性

朝日村第1次地域福祉計画に基づき、村民一人一人が地域の様々な問題を「我が事」として捉え支え合う意識を育みます。また、村民の地域社会への参画を促し、地域福祉活動を推進します。さらに、支援を必要としている人に対し、迅速かつ的確な支援を行うことができるよう、関係団体や地域組織、関係部署、朝日村社会福祉協議会等、関係機関の連携体制を構築します。

主な取組

1 支え合う意識の醸成

村民が隣近所や地域の課題を自分ごととして考え、隣近所や地域の村民同士で支え合うことができるよう、福祉に関する情報の発信や福祉教育の推進により、支え合う意識の醸成につなげます。

内 容（具体策）	担当課
● 住民福祉活動への参加意識啓発のためのセミナーやフォーラム等の開催 ● 地域づくりリーダー育成のための講座等の開催 ● 地域や学校等における福祉教育の推進	住民福祉課 教育委員会

2 地域活動の促進

地域における福祉活動やボランティア活動への村民の参画を促すとともに、地域福祉活動を担う人を確保・育成するための取組や地域福祉活動を行う場の整備、充実を図ります。

内 容（具体策）	担当課
● 地域で福祉活動を担う人材やボランティアの育成 ● 地域福祉活動に参加する機会や場の充実、運営支援 ● 朝日村社会福祉協議会が実施している、あさひ有償生活支援サービス事業「いいせ」※55への支援 ● 相談支援包括化推進員※56による農福・学福※57連携の推進 ● 朝日ヘルスメイトによる食を通じた世代間交流の推進	住民福祉課 産業振興課 教育委員会

※55 あさひ有償生活支援サービス事業「いいせ」

社会福祉協議会を仲介し、協力会員によって利用会員への援助活動が行えるよう支援するしくみ。

※56 相談支援包括化推進員

相談者等が抱える課題の把握や各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を行う人のこと。

※57 農福・学福

農福連携とは、農業分野と福祉分野が連携し、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。学福連携とは、福祉分野と教育分野が連携し、子どもに対し福祉教育を行うこと。

3 支援を必要とする人に対する取組の充実

地域において、あらゆる課題を抱えている人を支援し、課題を軽減、解決することができるよう、包括的支援体制を構築します。また、ひきこもり状態の人や生活困窮者、ひとり親家庭、居住に問題を抱えている人等の支援を必要とする人に適切な対応ができるよう、連携体制を強化します。

内 容（具体策）	担当課
● 地域共生社会の実現に向けた、包括的支援体制の構築 ● ひきこもり状態の人や生活困窮者、ひとり親家庭、居住に問題を抱えている人等への支援 ● 虐待や人権侵害の抑制に関する啓発 ● 福祉に関してあらゆる問題を抱える人に対する相談支援体制の構築 ● 成年後見制度^{※58}の利用促進や周知、日常生活自立支援事業の推進 ● 朝日村社会福祉協議会や地域組織、ボランティア団体、民生児童委員会等との連携の強化	住民福祉課 教育委員会

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
ボランティア協議会登録者数	10 団体 175 人	11 団体 200 人	住民福祉課

※58 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない人に対し、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

主要施策3 村民の命と財産を守る防災・防犯対策を推進します



現 状 ・ 課 題

近年、わが国では、東日本大震災の発生や各地で多発する自然災害等を受け、災害時に住民の生命や財産を守る体制の整備が急がれています。また、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生が社会的な問題となっており、対策が急務となっています。

本村では、「朝日村地域防災計画」に基づき、防災対策を進めてきました。本村では特に、大雨による土砂崩れや鎖川の氾濫等が懸念されており、このような災害に備えた体制の整備や住民の円滑な避難のための方策の確立が求められています。

また、本村は高齢化の進行が見込まれることから、特に高齢者を狙った特殊詐欺等の犯罪が増加する可能性があり、防犯に対する村民の意識の向上が必要です。

今 後 の 方 向 性

あらゆる災害を想定した体制の整備を進めるとともに、地域の防災力を高め、災害に強いむらづくりを進めます。また、災害時の避難において、支援を必要とする人の把握、避難方法を検討し、円滑な避難を実現します。さらに、地域ぐるみの見守り活動を継続して行うとともに、防犯に対する意識を高めるための取組を進めます。

主 な 取 組

1 危機管理体制の強化

災害発生時において、適切に対応することができる危機管理体制の強化を図ります。また、災害発生時に適切に避難することができるよう、日頃から災害を想定した訓練や物資の備蓄・管理、避難マニュアルの策定、災害時の拠点施設の整備、管理、運営等を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 近年の風水害等に対応する「朝日村地域防災計画」の見直し ● 情報伝達手段の多様化の検討、推進 ● 非常時の消防無線等、地域への円滑な情報伝達へ向けた訓練の実施 ● 地震や土砂災害を想定した防災訓練・研修等の実施、内容の見直し ● 物資の備蓄・管理や避難マニュアルの策定等、災害時の対応体制の整備 ● 災害時の拠点施設の整備、管理、運営 ● ヘリポート（緊急離着陸場）の整備 ● 防災備蓄品の準備に関する周知・啓発 ● 治山・治水・砂防事業及び土砂災害・風水害等対策の推進 ● 「国土強靱化地域計画」の策定の検討	総 務 課 建設環境課 産業振興課

2 地域の防災体制の強化

地域の消防施設の定期的な整備、消防団員の確保・育成、自主防災組織^{※59}の強化や体制の見直し等を行い、地域の防災体制の強化へつなげます。

内 容（具体策）	担当課
● 自主防災組織の強化、体制の見直し ● 消防団員が地域の防災リーダーとして知識・技術を高めるための訓練・研修の実施 ● 消防団が活動しやすい環境づくり ● 消防団員の確保 ● 消防団員の安全確保と待遇改善、消防力強化 ● 消防団の無線機等、資機材の計画的な更新 ● 消防団詰所、消防車両、小型ポンプ、防火貯水槽等、消防施設の年次的な整備改修 ● 避難行動要支援者^{※60}の名簿、マップの作成 ● 避難行動要支援者の避難方法の検討	総務課 住民福祉課

3 広域応援体制の強化

村内の防災体制では対応することができない、大規模な災害の発生時等において、周辺市町村の防災組織や、企業、県内外の市町村等と連携し、事態の対応にあたります。

内 容（具体策）	担当課
● 松本広域消防局との連携強化 ● 災害時における周辺市町村との協力体制の充実 ● 災害時における食糧・応急資材・人材・避難所の協力を求めることができる企業や県内外の市町村等との応援協定の締結	総務課

※59 自主防災組織

地域に住む人たちで自分たちの住む地域を守るための組織のこと。

※60 避難行動要支援者

災害が発生した場合や、発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とするもの。

4 防犯活動の推進

犯罪が発生しない、安心して暮らし続けられる村の実現に向け、村民の防犯意識を高めるとともに、地域との連携を強化し、防犯活動を推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 防犯情報の提供 ● 防犯活動における地域との連携 ● 「こどもを守る安心の家」の設置 ● 防犯灯の設置 ● 関係機関との連携による、暴力追放運動の実施	総 務 課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
消防団員数	163 人	170 人	総 務 課
自主防災会訓練参加者数	942 人	940 人	
防災対策について村内応援協定数	0 社	2 社	
防災訓練箇所数	0 箇所	5 箇所	
土砂災害防災マップ作成数	4 件	10 件	
防火貯水槽設置数	88 基	95 基	
こどもを守る安心の家設置数	27 箇所	29 箇所	住民福祉課
避難時において支援を必要とする人のうち、 避難行動要支援者台帳に登録している人の割合	43.5%	80.0%	

[重点目標 7]

安心して暮らせる基盤整備

主要施策 1 計画的に道路環境を整備し、交通安全を推進します



現 状 ・ 課 題

本村には、高速道路や国道、主要地方道等がなく、複数の一般県道と村道が主な生活道路になっています。道路や橋梁の建設から長い年月が経過していることから長寿命化を図る上で、村道や橋梁の修繕、県道の整備が課題となっています。

また、本村では、「交通死亡事故ゼロ」を継続できている一方、交通事故が平成 30 年で 5 件発生しており、交通安全に対する意識啓発や地域ぐるみでの子どもの見守り活動が求められています。

今 後 の 方 向 性

近隣自治体へのアクセスとして利用する県道の整備を関係機関に積極的に要請します。また、村道や橋梁の修繕を計画的に進めます。さらに、交通事故の発生を未然に防ぐため、地域の安全確保のための施策を進めるとともに、交通安全に対する意識の啓発や、地域ぐるみでの見守り活動を行います。

主 な 取 組

1 道路の整備・維持

村民や観光客が村内や本村と近隣自治体を円滑に往来することができるよう、村道や本村が管理する橋梁等の整備・維持・管理を進めるとともに、県に対し、県道の整備を積極的に要請します。

内 容（具体策）	担当課
● 道路施設の適切な維持管理 ● 県が進める道路整備や交差点改良等の促進 ● 道路施設（橋梁、舗装）の定期点検・調査の実施 ● 道路施設（橋梁、舗装）の個別施設計画に基づく維持管理	建設環境課

2 道路の安全確保の推進

道路を通行する歩行者や車両が安全に通行することができるよう、道路の安全を確保するとともに、交通安全に関する啓発活動を実施します。

内 容（具体策）	担当課
● 関係機関と連携した、高齢者や子ども等を対象にした交通安全運動や交通安全教室の開催 ● 交通安全に関する街頭啓発活動の実施 ● 通学路合同点検の実施と対策検討及び安全対策実施による通学路等の安全確保 ● 除雪や融雪による、冬季の安全確保	建設環境課 教育委員会

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
道路施設（舗装）の個別施設計画の進捗率	10.0% (平成 31 年度)	60.0%	建設環境課
道路施設（橋梁）の維持管理進捗率 (平成 28 年度点検結果Ⅲ判定橋梁修繕)	0.0% (平成 31 年度)	100.0%	
交通死亡事故ゼロの日数	5,000 日 以上	7,000 日	
村道の状況不良による事故発生件数	0 件	0 件	

主要施策2 誰もが利用しやすい公共交通の充実を図ります



現 状 ・ 課 題

本村では、村営バス広丘線やデマンドタクシーくるりん号が走っており、学生や高齢者の移動手段となっています。村営バス広丘線及びデマンドタクシーくるりん号の運行については、通勤、通学、通院、買い者等に利用されることから、村民生活に直結し村民のニーズも多岐にわたっています。今後、人口減少に伴い、利用者の減少が予測される中、公共交通網の見直しを図り、公共交通の確保を図る必要があります。

今 後 の 方 向 性

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、通学時に公共交通を利用する子どもの減少が見込まれます。一方、運転免許の返納者の増加や、通院、買い物時に公共交通を利用する高齢者の増加が見込まれることから、村民の利用状況やニーズに応じ、公共交通網の見直しを行うとともに、公共交通の確保を行います。

主 な 取 組

1 公共交通網の充実

利用者のニーズを踏まえた公共交通網を整備するとともに、公共交通の利用促進を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 近隣自治体（松本市・塩尻市・山形村）と連携した共同運行の検討 ● 村営バス広丘線・デマンドタクシーくるりん号の運行 ● 公共交通の利用促進 ● 公共交通の運行改善と交通体系の再検討 ● 大型商店や医療機関へのバス運行の検討 ● 企業と連携した自動運転バス運行の検討	企画財政課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
広丘線バス 1 便あたりの乗車人数	11.5 人	11.5 人	企画財政課
デマンドタクシーくるりん号 1 台あたりの乗車人数	9.1 人	9.4 人	企画財政課

主要施策3 村の限りある土地を有効活用します



現 状 ・ 課 題

本村は、豊かな自然環境に囲まれ、鎖川の清らかな流れにより潤された扇状地で農業が展開されています。これまで、本村では、「朝日村国土利用計画」に基づき、村土の保全や開発、利用を進めてきました。今後は、豊かな自然環境や農業環境を保全しつつ、松本市や塩尻市に近い利点を生かしたベッドタウンとしての宅地開発や、新たな農用地や工業団地の造成、拡大等、村民の居住価値を高めるための取組が求められています。

今 後 の 方 向 性

今後の人口減少、少子高齢化に対応するとともに、本村の特徴である豊かな自然環境を保全しつつ、長期的な視点を持ち、計画的に土地利用を進めます。

また、荒廃地の実態の把握や地籍調査の実施により、限りある村土を有効的に利活用します。

主 な 取 組

1 土地の有効利用の促進

限りある村土を有効に活用することができるよう、計画的に土地利用を推進します。土地利用の推進にあたっては、村民や豊かな自然環境、周辺の農地等に配慮します。

内 容（具体策）	担当課
● 国土利用計画に基づく、自然環境に配慮した土地利用の推進 ● 国土利用計画に基づく、土地取引の規制 ● 農業振興地域整備計画の推進 ● 遊休荒廃農地の実態把握や有効利用の促進 ● 国土調査^{※61}の実施	建設環境課 産業振興課

※61 国土調査

国土の実態を科学的かつ総合的に調査することにより、国土を高度にかつ合理的に利用するための基礎データを整備するとともに、あわせて地籍の明確化を図ることを目的として実施されているもの。

主要施策4 村の命を育む水環境を保全し、適正な供給・管理を行います



現 状 ・ 課 題

本村は、豊かな自然環境に恵まれており、鉢盛山等の周囲の山々に降り注いだ雨はせせらぎとなり、鎖川として村内を貫流しています。本村の資源となっている清らかな水は、飲料水や農業用水として利用されており、まさに本村の人・産業を支える「いのちの水」となっています。

今後は、上下水道施設の老朽化が進む中、施設の長寿命化を進めるとともに、発生が懸念される地震災害や水害への対応を進める必要があります。

今 後 の 方 向 性

安心・安全な水を安定して供給でき、清潔で快適な生活環境を確保するため、上下水道関連施設や上下水道管の適切な維持管理に加え、耐震化を進めます。

主 な 取 組

1 安全な水環境の確保

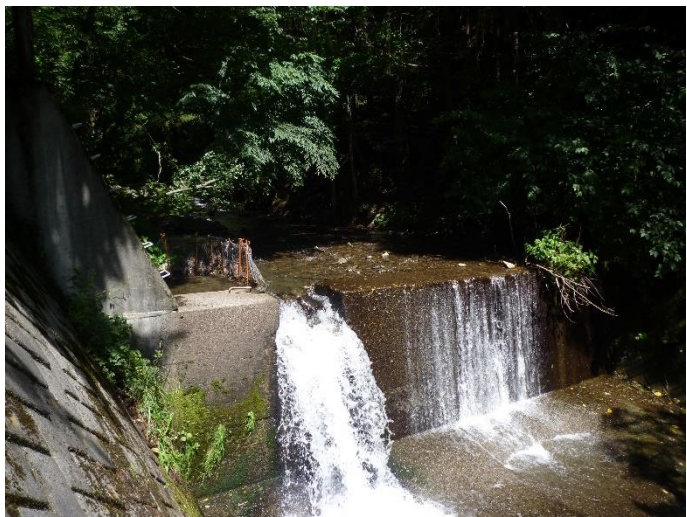
安心・安全な水を安定的に供給することができるよう、老朽化が進行している上下水道管や処理施設の計画的な更新・耐震化、上下水道関連施設の整備等を進めるとともに、上下水道事業の広域化・共同化を検討し、事業の効率化を図ります。

内 容（具体策）	担当課
● 老朽化した上下水道管や処理施設の計画的な更新・耐震化 ● 上下水道関連施設の整備 ● 水質管理体制の充実 ● 上下水道事業の広域化・共同化の検討 ● 事業継続計画^{※62}に基づく、災害時の早期復旧や生活用水確保等、応急給水体制の構築 ● 水道施設用地の公有地化	建設環境課

※62 事業継続計画

潜在的損失によるインパクトの認識を行い、実行可能な継続戦略の策定と実施、事故発生時の事業継続を確実にする継続計画であり、事故発生時に備えて開発、編成、維持されている手順及び情報等事業継続に必要な事項を文書化したもの。

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
水道管の耐震化（耐震適合管含む）	40.0%	45.0%	建設環境課
水道の有収率※63	75.0%	80.0%	



舟ヶ沢水源

※63 有収率
有収水量を給水量で除した値のこと。

主要施策5 村の豊かな自然環境を守り、循環型社会をめざします



現 状 ・ 課 題

地球規模で進行している地球温暖化が引き起こす気候変動や、それに伴う様々な環境問題は今後も続くことが予想され、温室効果ガスの排出削減や日常生活における省エネルギーの推進や再生可能エネルギー※64の活用、ごみの減量化等、環境への負荷を軽減させる取組が求められています。

本村では、「朝日村環境基本計画」に基づき、本村の豊かな自然環境の保全や資源の有効利用、環境汚染の防止、環境意識の向上のための取組を進めてきました。特に、気候変動により、本村の豊かな自然環境や基幹産業である農業への影響が懸念されており、自然環境の保全を目的とした活動、生物多様性の確保、高温に対応できる農作物品種の開発・普及等が求められます。

今 後 の 方 向 性

本村の自然環境・村民・産業が共生し、豊かなところと暮らしのある地域をめざします。そのため、豊かな自然環境を守り、日常生活や産業活動において、環境への負荷を軽減する循環型社会を進めます。また、自然環境や環境問題に関する周知・啓発を行い、村民一人一人の意識づくりや行動実践を促します。

※64 再生可能エネルギー

地球環境に対して負荷の少ない自然界のエネルギーのこと。太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等が挙げられ、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。

主 な 取 組

1 環境・景観の保全

豊かな自然環境に囲まれながら、環境と調和した暮らしを送り続けることができるよう、環境や景観に対する意識を高め、環境や景観の保全のための取組を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 自然環境と調和を図る景観の保全 ● 地域環境整備の推進と啓発 ● 環境保全活動の推進と啓発 ● 地下水の汚染防止のための啓発 ● 国・県・近隣自治体との連携による、土地や水質保全のための取組 ● 環境教育の実施 ● 適正な空き家管理の推進 ● 住環境整備の推進 ● 「空き家等対策計画」の策定の検討	建設環境課

2 環境美化の推進

循環型社会の実現に向け、ポイ捨て防止の啓発やごみの減量化、再利用を推進するとともに、広域で連携し、適切なごみの収集、運搬、処理を行います。

内 容（具体策）	担当課
● ポイ捨て防止の啓発 ● 不用食器のリサイクルの推進 ● ごみの減量化と再利用の推進 ● 生ごみ排出量の削減等による一般廃棄物減量化の促進 ● 広域連携によるごみの収集、運搬、処理 ● 松塩地区広域施設組合のゴミ焼却施設及び最終処分場の更新による候補地の検討	建設環境課

3 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進と啓発

温室効果ガスの排出削減へ向け、再生可能エネルギーの導入・活用を促進するとともに、省エネルギーに関する普及・推進・啓発を進めます。

内 容（具体策）	担当課
● 新エネルギー普及促進のための助成（太陽光、木質バイオマス等） ● 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する普及・啓発	建設環境課 産業振興課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
ごみの資源化率	21.0%	21.0%	建設環境課
ごみの減量化（朝日村の排出量）	957 t	919t	



環境学習「せせらぎサイエンス」

4

未来へつながる村をつくれます

主要施策1 村民と行政が役割と責任を分担し、協働のむらづくりを推進します



現 状 ・ 課 題

村民が暮らしやすい村となるためには、行政のみの判断で施策を推進するだけでなく、村民と行政が適切に役割と責任を分担し、村の将来像へ向けてそれぞれの役割を果たす（協働する）ことが必要です。また、地区組織に加入しない世帯の加入促進や地区組織に加入していても、地区から地理的に離れている世帯が増加しているため、自主防災組織活動、ごみステーション等において支障がでている等、地区組織等の見直しが課題となっています。

今 後 の 方 向 性

本村の村域はコンパクトであり、また、人口も 4,000 人ほどであることから、村民と行政が顔の見える関係を築くことが比較的容易であるといえます。このような本村の利点を生かし、村民と行政が情報共有を図りながら、協働のむらづくりを推進します。



朝日村総合計画審議会

主な取組

1 協働のむらづくりの推進

本村が住みよい村となるよう、村民や団体、企業、関係機関、行政等のあらゆる主体が情報を共有し、意見交換や対話を重ねながら、協働のむらづくりを推進します。

内 容（具体策）	担当課
● 地域おこし協力隊・集落支援員制度^{※65}を活用した集落・地区活性化 ● 住民活動への参加意識啓発のためのセミナーやフォーラム等の開催 ● 地区活動交付金の交付 ● 住民・各種団体との意見交換の実施（出前市政） ● パブリックコメント^{※66}等による住民のむらづくりへの参画促進 ● 行政と地域の役割分担による地区活性化交付金の検討（絆支援交付金） ● 地区・各種団体が自主的・主体的に行う活動への支援の検討 ● 団体同士が交流や情報交換を行える体制づくり ● 村と団体の協働事業の充実 ● 地域づくり活動に関わる人（リーダー）や団体の育成 ● 地区組織・行政組織の見直しの検討 ● 地区非加入世帯の加入の促進 ● 「住民協働指針」の策定	総務課 企画財政課 教育委員会

K P I

指 標	基準値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 6 年度）	担当課
住民活動への参加意識啓発のためのセミナーやフォーラム等の参加者数	0 人	100 人	総務課
自治会加入率	86.3%	90.0%	

※65 集落支援員制度

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する制度。

※66 パブリックコメント

行政機関が命令等（政令、省令等）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの。

主要施策2 村の魅力や暮らしに関する情報を積極的に内外へ発信します



現 状 ・ 課 題

協働のまちづくりを推進するためには、まず、第1歩として、村民が村政に関する情報を入手し、関心をもつことが必要です。また、本村への移住・定住を促進するためには、村の内外に対し、村の魅力を積極的に発信し、村の良さを知ってもらうことが必要です。

今 後 の 方 向 性

村の内外に対し、村の魅力や暮らしに関する情報を積極的に発信することで、協働のまちづくりの推進や、移住・定住の促進を図ります。

また、誰もが情報を得ることができるよう、様々な情報の受け手を想定し、それぞれにとって最適な伝達手段を意識した情報発信を行います。

主 な 取 組

1 村の魅力や暮らしに関する情報の発信

村民のむらづくりへの参画や移住・定住を促進するため、村の魅力や暮らしと関わりのある情報を積極的に内外へ発信します。

内 容（具体策）	担当課
● 情報公開による透明性の高い行政運営の実施 ● 村ホームページの充実 ● 「広報あさひむら」や回覧板等による、行政情報の提供 ● 民間事業者と連携した、テレビ放送による行政情報の発信 ● 助成や補助金制度に関する情報の発信 ● ふるさと応援寄付※67事業による認知拡大	総 務 課 企画財政課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
村ホームページのアクセス数	25 万	30 万	総 務 課

※67 ふるさと応援寄付

ふるさとに対して貢献または応援したいという納税者の思いを実現するため、応援したい自治体に対して寄付をおこなった場合、一定のルールに従い税を控除する制度。

主要施策3 適切で持続可能な行財政運営を行います



現 状 ・ 課 題

人口減少や少子高齢化の進行、村民ニーズの多様化等により、財政状況の悪化が懸念される中、適切な行政運営や行政サービスの提供が求められています。資源が限られている中、ＩＣＴやＡＩ^{※68}等の導入による業務の効率化を図るとともに、全庁的な連携体制や関係機関等との連携体制を強化し、本村の現状や住民のニーズ等に柔軟に対応することができる体制づくりを進める必要があります。

今 後 の 方 向 性

適切な組織管理や業務管理を進めるとともに、連携体制を強化し、業務の効率化を図りながら、効果的な行政サービスを提供します。

また、安定的な財政運営を行うため、事務事業の定期的な検証や見直し等を行い、経費の縮減に努めるとともに、村税の徴収率の向上等により、自主財源の確保を図ります。

※68 A I

「Artificial Intelligence」の略。人間が持っている、認識や推論等の能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称で、人口知能と呼ばれる。

主 な 取 組

1 効率的かつ効果的な行政サービスの充実

社会情勢の変化や、複雑化・多様化している本村の課題や村民のニーズに対応できるよう、分野や村を超えた連携体制の強化、効率的かつ効果的な業務の推進や組織、施設の管理を進めます。

内 容（具体策）	担当課
● 民間委託と指定管理制度^{※69}による行政事務の効率化の推進 ● I C TやA I等の導入、活用による業務の効率化 ● 職員の資質向上のための定期的な研修の実施 ● 適切な人員配置 ● 課を横断した連携体制の強化 ● 広域連携の推進 ● 「行政改革大綱」の策定 ● 効率的・効果的な業務実現のための行政改革における外部評価の実施	総 務 課

2 健全で持続可能な財政運営の実施

本村の課題を克服し、いつまでも安定的な財政運営を行うことができるよう、行財政健全化のための取組を進めます。

内 容（具体策）	担当課
● 事務事業の成果検証の実施 ● 中長期財政計画の作成、公表 ● 財務情報の公表 ● 村税の徴収率の向上 ● 使用料・手数料等、適正な徴収による公平性の確保	総 務 課 企画財政課

※69 指定管理制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた。

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
経常収支比率 ^{※70}	75.4%	県平均未満	企画財政課
実質公債費比率 ^{※71}	7.6%	県平均未満	
村税徴収率	99.5%	99.5%	総 務 課

※70 経常収支比率

経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもの。

※71 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。

主要施策4 計画的な公共施設の維持・管理・運営を行います



現 状 ・ 課 題

本村には、建設・整備され長い年月が経過する公共施設やインフラが多く存在し、公共施設やインフラの老朽化対策が同時期に必要となっています。

本村では、「朝日村公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設やインフラの計画的な維持・管理・運営に取り組んできました。今後は、財政状況を踏まえ、公共施設やインフラの計画的な更新や統廃合、長寿命化等を進め、効率的な維持・管理・運営を行う必要があります。

今 後 の 方 向 性

本村の財産である公共施設やインフラの状況を的確に把握し、適切な維持・管理・運営を行います。

また、「朝日村公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点による公共施設やインフラの計画的な更新、統廃合、長寿命化等のマネジメントの推進を図ります。

主 な 取 組

1 計画的な公共施設の維持・管理

村民が安心して公共施設やインフラの利活用ができるよう、計画的な公共施設の維持・管理を行います。

内 容（具体策）	担当課
● 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の維持・管理 ● 公共施設の統廃合の検討 ● 不用財産の活用や売却、譲渡の検討	総 務 課 企画財政課

K P I

指 標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)	担当課
公共施設の除却数	0 施設	5 施設 (5 年間の累計)	企画財政課

V 計画の推進

01 計画の推進体制

1 庁内における計画の推進体制

本計画に掲げる施策・取組の推進にあたっては、各担当課が責任を持ち、関係課と連携しながら、施策・取組を実行します。

また、庁内の総合企画班において、成果を検証し、本計画に掲げる施策・取組を効率的かつ効果的に推進します。

2 協働による計画の推進

本計画では、村民や関係団体、事業者等と行政による協働のむらづくりの視点に立った施策・取組を推進します。協働のむらづくりにあたっては、様々な広報・広聴手段を通じ、村民との情報共有や意思疎通に努めるとともに、各施策・取組の内容を村民と共有します。

また、むらづくりを主体的に担う組織・団体等の育成に努め、村民の主体的な活動を支援します。

3 実施計画の策定

本計画に掲げる施策・取組を実行するため、具体的な事務事業を明らかにし、毎年度の予算編成の指針とする実施計画を策定します。実施計画の策定にあたっては、毎年度ローリング方式で見直しを行うとともに、予算編成との連動に留意します。

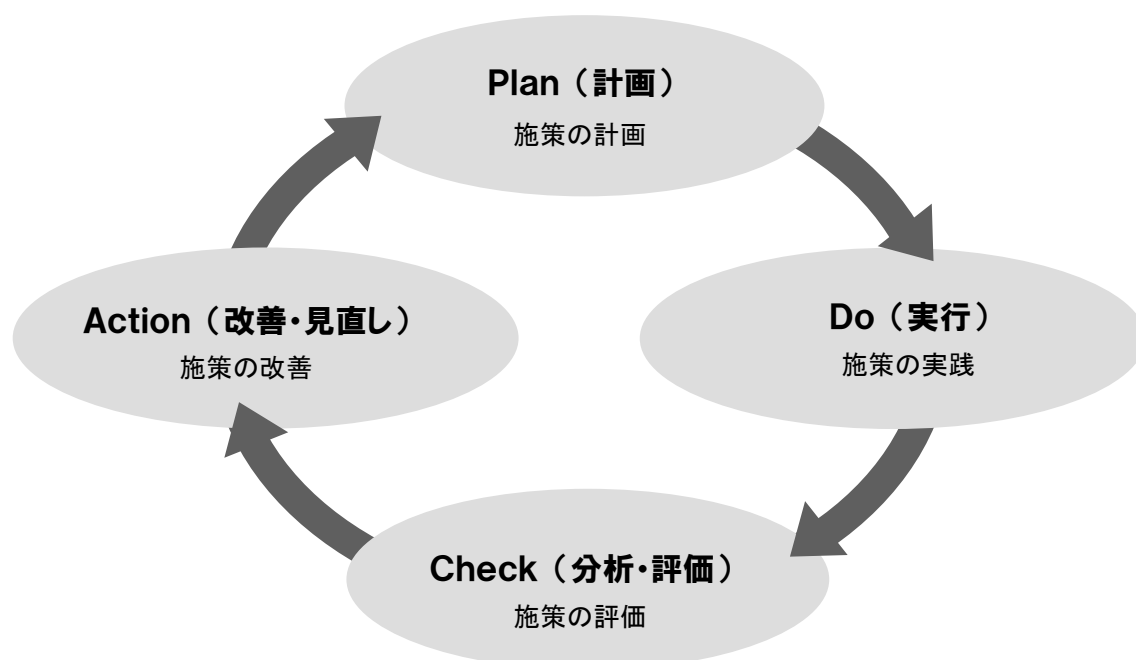
02 計画の進行管理

1 P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理体制

本計画に掲げる施策・取組を総合的かつ効果的に推進するためには、「P D C Aサイクル」に基づき、定期的に施策・取組の達成状況の評価・検証を行い、必要に応じて施策・取組を見直すことが重要です。

本計画に掲げる施策・取組の進捗状況や、基本計画における基本戦略・主要施策に対応した指標の達成状況を定期的に評価・検証することで、計画の進行管理を行います。

■ P D C Aサイクル



2 村民の目による計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、村民や関係団体の代表者等から構成される評価組織を設置し、本計画に掲げる施策・取組の進捗状況や、基本計画における基本戦略・主要施策に対応した指標の達成状況について定期的に評価・検証を行うとともに、施策・取組の見直しを行います。

また、評価・検証の結果や見直しを行った施策・取組の内容について広報や村のホームページ等で公表し、公正な行政運営と透明性の確保を図ります。

VI 資料編

01

策定経過

■策定経過

年月日	内容
平成 31 年 4 月 26 日	第 1 回朝日村総合計画企画班会議の開催 ・ 会議事項 (1) 計画の策定方針案について (2) 村民アンケートについて (3) 庁内ヒアリング調査について (4) 団体ヒアリング調査について
令和元年 6 月 20 日	第 1 回朝日村総合計画審議会の開催 ・ 諮問 ・ 会議事項 (1) 朝日村第 6 次総合計画策定方針について (2) 村民アンケート調査について (3) 団体ヒアリング調査について
7 月 16 日 ～8 月 2 日	朝日村第 6 次総合計画の策定のための村民アンケート調査の実施 (18 歳以上の村民対象)
7 月 29 日 ～8 月 9 日	朝日村第 6 次総合計画の策定のための団体ヒアリング調査の実施 (村内で活動している団体対象)
8 月 9 日 ～8 月 23 日	第 2 期朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定のための村民アンケート調査の実施 ・ 20～39 歳の村民を対象に結婚・出産・子育てに関する意識・希望調査 ・ 村内の高校生を対象に将来意識調査 ・ 転出者を対象に意識調査
8 月 29 日	第 2 回朝日村総合計画企画班会議の開催 ・ 会議事項 (1) 2020 人口ビジョン（案）について (2) 朝日村第 6 次総合計画基本計画（素案）について
9 月 19 日	第 2 回朝日村総合計画審議会の開催 ・ 会議事項 (1) 村民アンケート調査結果について (2) 団体ヒアリング調査結果について (3) 2020 人口ビジョン（案）について (4) 基本構想（案）について (5) 第 5 次総合計画及び総合戦略の検証結果について
10 月 15 日	第 3 回朝日村総合計画企画班会議の開催 ・ 会議事項 (1) 朝日村第 6 次総合計画基本計画（素案）について

年月日	内容
11月12日	第4回朝日村総合計画企画班会議の開催 ・会議事項 (1) 朝日村第6次総合計画基本計画（素案）について (2) 2020人口ビジョン（案）について
11月29日	第3回朝日村総合計画審議会の開催 ・会議事項 (1) 2020人口ビジョン（案）について (2) 朝日村第6次総合計画施策体系について (3) 朝日村第6次総合計画基本計画（素案）の検討について
12月12日	第5回朝日村総合計画企画班会議の開催 ・会議事項 (1) 朝日村第6次総合計画基本計画（素案）について
12月19日	第4回朝日村総合計画審議会の開催 ・会議事項 (1) 朝日村第6次総合計画基本計画（素案）について (2) 朝日村第6次総合計画基本計画（素案）の承認について
12月28日 ～ 令和2年 1月20日	パブリックコメントの実施
1月28日	第5回朝日村総合計画審議会の開催 ・会議事項 (1) パブリックコメント結果について (2) 朝日村第6次総合計画基本計画（案）の承認について (3) 朝日村第6次総合計画（案）の承認について
1月29日	答申

02

朝日村総合計画審議会条例

朝日村総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、朝日村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は村長の諮問に応じ朝日村総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は委員30人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 村議会の議員 若干名
- (2) 村教育委員会の委員 //
- (3) 村農業委員会の委員 //
- (4) 村の区域内の公共的団体の役員及び職員 //
- (5) 知識経験者 //

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は会議の議長となる。

4 議事は出席委員の過半数で決定し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 9 月 30 日条例第 23 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 28 日条例第 7 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 9 月 28 日条例第 20 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 18 日条例第 22 号）

03

朝日村総合計画審議会委員名簿

No.	氏名	役職	備考
1	塩原 智恵美	議会議長	会長
2	中村 文映	議会副議長	
3	高橋 良二	議会総務産業委員長	R1.12.4 から
	斉藤 勝則	議会総務産業委員長	R1.12.4 まで
4	林 邦宏	議会社会教育委員長	
5	上條 哲彦	古見区長	
6	齊藤 章	入二区長	
7	上條 利春	針尾区長	副会長
8	上條 安志	小野沢区長	
9	鈴木 正臣	西洗馬区長	
10	小林 弘之	朝日村消防団長	
11	中村 弘樹	朝日村駐在所長	
12	小林 良男	民生児童委員会長	R1.12.1 から
	齊藤 朝義	民生児童委員会長	R1.11.30 まで
13	上條 兼一	朝日村社会福祉協議会長	
14	上條 君子	健康村推進協議会（朝日ヘルスメイト会長）	
15	中村 守一	農業委員会長	
16	上條 典泰	松本ハイランド農協朝日地区担当理事	
17	島田 ひとみ	女性農業者担い手協議会長	
18	上條 惣一郎	朝日村農業後継者協議会長	
19	曾根 成明	松本広域森林組合 総務課長	
20	植村 茂生	商工会・観光協会 会長	
21	百瀬 司郎	教育長	
22	清澤 正文	公民館長	
23	清澤 あゆみ	教育委員（子どもを持つ親代表）	
24	横内 健太郎	小学校PTA会長	
25	熊谷 杏子	保育園保護者会長	
26	上條 敏明	知識経験者	総合審議会委員
27	原 明子	知識経験者	総合審議会委員
28	上條 利春	環境審議会長	（重複）

04 朝日村総合計画企画班委員名簿

■朝日村総合計画企画班委員名簿（R1.9.30 まで）

所属	職	氏名	備考
総務課	課長	上 條 晴 彦	
総務課	課長補佐	大 池 守	
総務課	副主幹	中 村 高 志	
住民福祉課	課長	上 條 文 枝	
住民福祉課	課長補佐	北 村 真 美	
住民福祉課	課長補佐	上 條 晶 子	
住民福祉課	課長補佐	坂 口 功	
住民福祉課	副主幹	上 條 千 賀 子	
建設環境課	課長	塩 原 康 視	
建設環境課	課長補佐	上 條 浩 充	
産業振興課	課長	上 條 靖 尚	
教育委員会	次長	清 沢 光 寿	
教育委員会	園長	中 村 聡 子	
教育委員会	課長補佐	西 沢 宏	
教育委員会	主幹	塚 原 え つ 子	
教育委員会	副主幹	上 條 ま ゆ み	
会計室	室長	清 沢 さ お り	
議会事務局	事務局長	上 條 裕 子	
総務課	副主幹	小 林 秀 樹	事務局
総務課	係長	武 田 淳	事務局
総務課	主事	上 條 裕 馬	事務局

■朝日村総合計画企画班委員名簿（R1.10.1 から）

所属	職	氏名	備考
総務課	課長	塩 原 康 規	
総務課	課長補佐	上 條 晶 子	
総務課	副主幹	中 村 高 志	
住民福祉課	課長	上 條 文 枝	
住民福祉課	課長補佐	北 村 真 美	
住民福祉課	課長補佐	坂 口 功	
住民福祉課	副主幹	上 條 千 賀 子	
建設環境課	課長	上 條 浩 充	
産業振興課	課長	清 沢 光 寿	
産業振興課	課長補佐	大 池 守	
教育委員会	次長	上 條 靖 尚	
教育委員会	園長	中 村 聡 子	
教育委員会	課長補佐	西 沢 宏	
教育委員会	主幹	塚 原 え つ 子	
教育委員会	副主幹	上 條 ま ゆ み	
会計室	室長	清 沢 さ お り	
議会事務局	事務局長	上 條 裕 子	
企画財政課	課長	上 條 晴 彦	
企画財政課	副主幹	小 林 秀 樹	事務局
企画財政課	係長	武 田 淳	事務局
企画財政課	主事	上 條 裕 馬	事務局

05 諮問書

元朝総第99号
令和元年6月20日

朝日村総合計画審議会
会長 塩原 智恵美 様

朝日村長 小林 弘 幸

朝日村第6次総合計画の策定について（諮問）

本村は、平成21年度から朝日村第5次総合計画を策定し、「豊かな自然環境の保全を図り、人権の尊重を基本とした心・体・地の調和のとれた朝日村の発展をめざし、『新しい感覚で 人と自然と産業が共生するむらづくり』の実現に向け、村民の皆様とともに取り組んでいるところです。

そのような状況の中、人口減少と少子・高齢化社会の一層の進行、村民の価値観の多様化、公共施設の老朽化に伴う財政負担の増加など、村政を取り巻く環境が大きく変化する中で、短期的な視野ではなく将来にわたり持続可能な行財政運営をしていかなければなりません。

そこで、長期的・計画的な視野に立って、新たなむらづくりの指針となる朝日村第6次総合計画を策定することとします。朝日村総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

06 答申書

令和2年1月29日

朝日村長 小林 弘 幸 様

朝日村総合計画審議会
会長 塩原 智恵美

朝日村第6次総合計画（案）について（答申）

令和元年6月20日付け元朝総第99号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重審議した結果、朝日村第6次総合計画の案がまとまりましたので、次の意見を付して別紙のとおり答申いたします。

記

- 1 計画の推進にあたっては、村民と情報を共有し、協働のむらづくりを強力に進め今後の社会経済情勢に十分留意し村民福祉の向上と村政の持続的発展のため、積極的に取り組んでいただきたい。
- 2 計画された、施策が着実に推進されるよう、外部評価を取り入れ、毎年度の進捗管理を適切に行い、目標の達成に向け取り組んでいただきたい。

朝日村第 6 次総合計画

発 行： 朝日村
編 集： 朝日村 企画財政課
住 所： 〒390-1188
長野県東筑摩郡朝日村大字古見 1555 番地 1
電話 0263-99-4107
発 行 年 月： 令和 2 年 3 月

序論

基本構想

基本計画の大綱

基本計画の内容

計画の推進

資料編



朝日村
第6次総合計画